三重の文化・社会・自然

TRIO

Vol.15
ISSN 1345-5079

三重大学大学院人文社会科学研究科　地域交流誌　［トリオ］

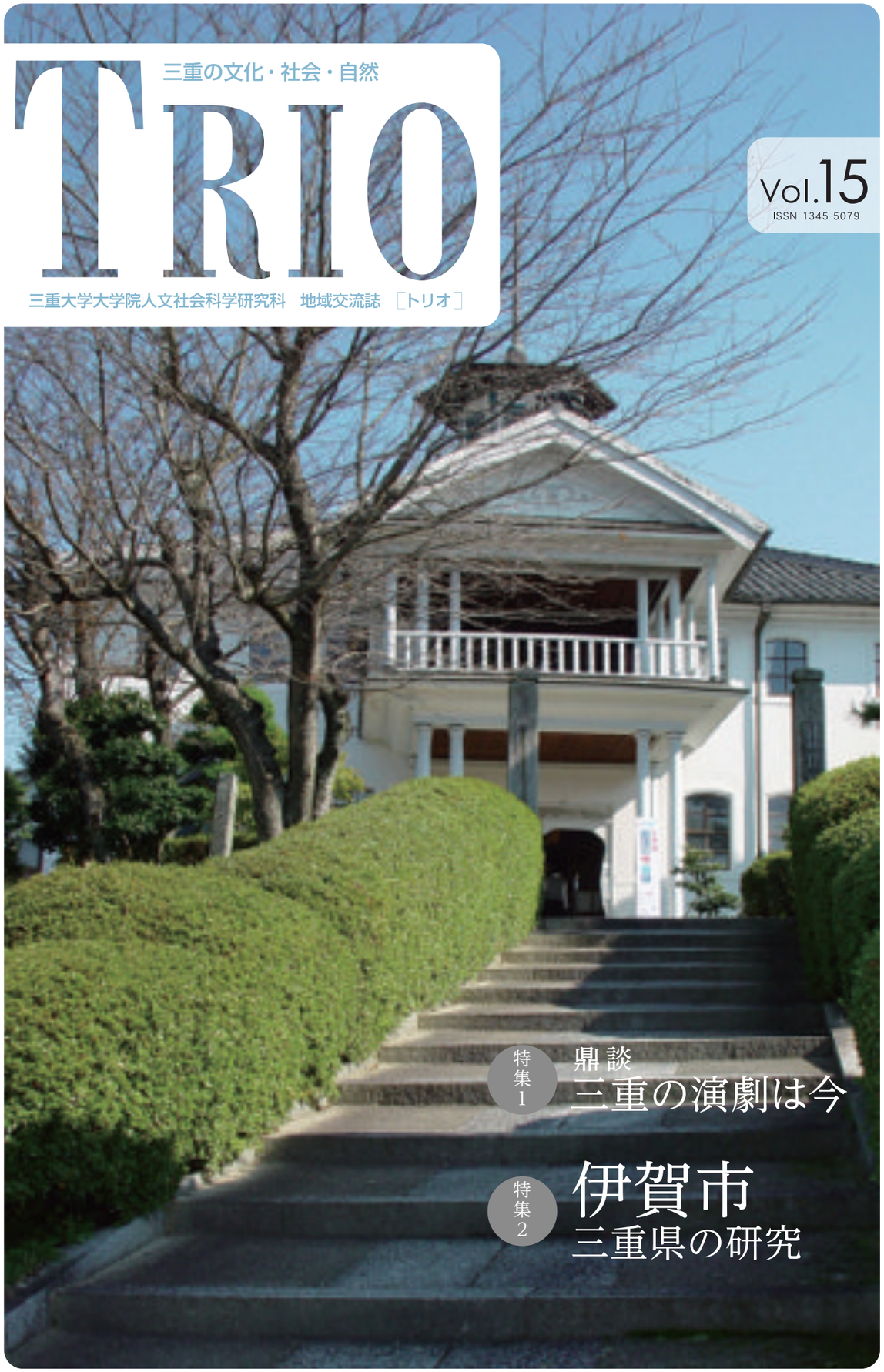

特集1　鼎談
三重の演劇は今

特集2
伊賀市
三重県の研究

TRIO Vol.15

CULTURE, SOCIETY and NATURE in MIE

published by Graduate School of Humanities, Law and Economics, MIE UNIVERSITY, Japan.

http://www.human.mie-u.ac.jp/chiiki/trio/

トリオのバックナンバーをご覧いただけます。

巻頭言

浄土と妖怪話

遠山（とおやま） 敦（あつし）
倫理学・日本倫理思想史

「浄土って、本当にあると思う？」

授業の折にこんな質問をしてみることがある。問いかけの唐突さもあるだろうが、学生はほとんど、きょとんとしている。もとより平成に生きる二十歳の若者たちが、常日頃浄土に思いを馳せるなどということはありそうにない。彼らにとって浄土は物遠い存在なのだろう。しかし一方で、日本の古典文学や中世の仏教者の思索に接するとき、人々の抱いていた浄土への激しい憧れや衝迫を抜きにして、それらを理解することは到底できないように思われる。そしてまた、そうした憧れや衝迫は、そう遠い時代のものでもなかったのである。

たとえば、中世以来の語り物の伝統を受け継ぐ「説経節」という文芸がある。森鷗外の小説『山椒大夫』はその一つを翻案したものだが、中でも、刈萱道心と石童丸父子の物語『かるかや』には、この世で我が子に父と名乗ることのできない刈萱道心の苦しみとともに、既に悲しみのうちにこの世を去っていた妻や娘までを含めた、親子四人の浄土での再会の願いが描かれている。そうした『かるかや』は、私たちの祖父母の時代、誰もが知っていた物語だったのである。私の父は若狭の小さな山寺の生まれだが、少年の頃の夏の夜、山を隔てた隣の集落から、巡業の説経節語りの声がかすかに聞こえてきたという。

今の学生たちが、この世を超えた存在やその世界に興味を示さないかといえば、事態は全く逆のようにさえ思われる。彼らは妖怪や鬼、あるいはそれと戦う陰陽師の話が大好きである。では彼らは、鬼や妖怪にどのような態度で接しているのだろうか。私にとって興味深いのは、その点である。

柳田國男は『妖怪談義』（昭和31）の冒頭で次のように言っている。オバケの話を収集に行くと、辺鄙な村里では「まだそんな事を信じているのかと思われるのは心外だ」を怒る者さえいる。だが、「それならちっとも怖いことはないか。夜でも晩方でも女子供でも、キャッともアレエともいう場合が絶滅したかというと、それとは大ちがいの風説はなお流布している。何の事はない自分の懐中にあるものを、出して示すこともできないような、不自由な教育を受けているのである。」

柳田は妖怪の話の背後に民俗の信仰を見いだした。同じように、妖怪や鬼神といったこの世ならざるものへの関心は、その根っこの部分で浄土への憧れや衝迫に通じているのではないか。そのつながりを自らのうちに常に意識することができるような、そんな研究や教育をしていきたいと思う。

三重の文化・社会・自然
TRIO
三重大学大学院人文社会科学研究科　地域交流誌　［トリオ］Vol.15

CONTENTS

1 巻頭言／遠山 敦

特集1
2 鼎談「三重の演劇は今」
田中 綾乃 × 松浦 茂之 × 油田 晃　進行役 吉丸 雄哉

エッセイ
12 伊勢歌舞伎と答志村芝居の関わりについて／橋本 好史
14 幕末から明治にかけての三重の芸能者たち／前田 憲司
16 「劇場、音楽堂の活性化に関する法律」と三重県文化会館の事業展開／梶 吉宏
18 「劇場」とはなにか －三重の「劇場」の今後－／大月 淳

特集2
三重の文化と社会
20 伊賀市・三重県の研究　片倉 望　森 久綱
21 支え合う地域づくり 伊賀市の地域福祉の取り組みについて／安藤 康子
22 伊賀市における災害時要援護者への見守りネットワークとその意義／片山 誠一
25 伊賀市における外国人向け観光事業について／伊藤 雅晃
27 「忍術と『孫子』の兵法との関わり」／橋 香緒里
29 近世・近代の伊賀地方における芝居・見世物興行の特質と変容／橋本 好史
31 3世紀前後の伊賀地域の交流と役割 ～受口甕とS字甕の分析を通して～／濵村 友美
33 伊賀国を巡る古代王権の道 －壬申の乱・聖武行幸・斎王の道から－／脇田 大輔

新刊自著を語る
35 ハゲに悩む 一劣等感の社会史／森 正人
36 愛知県史 資料編24 近代1 政治・行政1／田中 亜紀子
37 契約不履行法の理論／白石 友行

38 三重の歴史と風景
伊勢・伊賀国と大仏建立／山中 章

教員エッセイ
40 保育はだれのため？／上井 長十
42 中国・河西回廊の自然と遺跡／髙村 武幸

大学院・学部の広報
44 三重大学人文学部30周年記念事業
46 平田オリザ氏による演劇ワークショップおよび講演会の報告
47 三重大学人文学部「公開ゼミ」報告
48 大学院のご案内

49 雑感 「地域という生き物」／後藤 基
編集後記

表紙写真：旧小田小学校本館
伊賀市小田町141番地の1
0595-21-9957
開館時間：午前9時～午後4時30分
明治14年（1881）に建てられた、県内で現存する最古の小学校建築。昭和50年に三重県有形文化財に指定。

TRIO Vol.15

鼎談

［ていだん］

特集1 三重の演劇は今

田中綾乃（たなかあやの）
三重大学人文学部 准教授
西洋哲学
演劇評論

×

松浦茂之（まつうらしげゆき）
三重県文化会館事業推進グループ
グループリーダー

×

油田晃（ゆだあきら）
特定非営利活動法人
パフォーミングアーツネットワークみえ
代表理事
プログラムディレクター
ワークショップデザイナー

進行役
吉丸雄哉（よしまるかつや）
三重大学人文学部 准教授
日本近世文学

三重の演劇状況について

吉丸　まず今の三重県の演劇状況について、松浦さんから見て、どうなっているのか、また現在の県文指定管理が始まって従来に比べてどう変わってきたのかをお話しいただければ、と思います。

松浦　三重県は市町ホールを入れて約40館の劇場があって、私どもは唯一の県立の文化施設です。平成6年に開館したので、来年で20年です。施設は、清潔に安全に維持されていると思います。当初は、全国津々浦々にあるような県立劇場という形で。幅広いジャンルの鑑賞機会を提供するという運営をされていました。指定管理者制度を平成16年10月にここは導入したんですが、新設の劇場以外では全国で一番早い導入ということで当時話題になりました。指定管理者制度により、自由な裁量権を現場に渡すことで、理想的な運営スタイルに持っていくという、県と財団両方の思惑が一致して早く導入されました。おかげさまで今では貸館のサービスとか、レストランを含めた来館サービスとか、全国でも随一の民間的な発想で運営しているといわれる劇場になっております。事業全般ではもともとここは大ホールという1900席の音楽専用ホールと、960席の伝統芸能や大きなサイズの演劇に適した中ホール、実験的空間の小ホール。男女共同参画センターに多目的ホールという4つのホールがありまして。文字通り県内随一の機能を活かしてクラシック、オーケストラ、バレエ、オペラに始まり、もともと開館から演劇は公演として扱っていて、幅広い県民のニーズに応えられるという事業展開を開館以来やっております。

田中　三重県文化会館についてるお客様や会員の方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか？

松浦　劇場に年会費3、000円の会員制度があって、ここ10年くらいは3000人強くらい。県立の劇場でも全国的に見て多い数字です。主催事業もだいたい平均して10年間80％以上の入場率です。全国的には50～60％といわれてますので、そういう意味でもお客様がついている劇場として運営できていると思います。

田中　年間どれくらいのプログラムを行っているのでしょうか？

松浦　鑑賞公演で20本前後。ワンコインコンサートに代表される普及を目的にしたような公演と、ワークショップのような人材育成などで30本程度。

田中　ワークショップも含めて50本。

松浦　あと県民の文化祭とか県展のような県民参加事業と創造型の事業で10本くらい。合計で60本くらいです。

田中　平均すると、1か月に5本くらいの主催事業が展開されているということですね。

松浦　毎週だいたいなにかは。

吉丸　全国的にみて、稼働率は高い方なんですか？

松浦　予算の規模とか人員の規模でなんとも言えないところがありますが、多い方だとは思います。ボリュームは、県内ではトップクラスですね。

県文の実績・評価

吉丸　県文さんがフレキシブルにしかも面白い公演をいっぱいやって、うまく運営されているのは一般の外部者でもわかるんですけれど、事業ですので、何か評価の対象になると思います。実績とか運営の評価をする第三者機関とかあるんですか。

松浦　もちろん財団としての経営評価というのは毎年県がされてまして財政から事業運営から顧客満足度調査まで、県から監督、監査、ご指導いただいています。我々自身もISO9000を取っていますので。公益の財団では珍しいんですが自分たちで年間を通じて指標化された数値の目標があります。それに対する評価は自分たちの中でもやってますね。

田中　松浦さんは県の事業推進グループリーダーですよね。主に松浦さんがやってらっしゃるお仕事というのは？

松浦　文化会館は14名くらいのスタッフなんですけれど、役割でいうと館長が芸術監督的な立場で、主に音楽事業に関しては芸術性を担保し、もちろん買い取りの判断もしていただいています。プロデューサーという役割の形で音楽に一人川島というリーダーと演劇に私がいます。私はプラスして、全体のマネージメント統括補佐をやっています。予算管理

三重県文化会館にて　上段左から田中綾乃准教授、吉丸雄哉准教授、下段左から松浦茂之グループリーダー、油田晃代表理事

津あけぼの座

津あけぼの座スクエア　百景社『また逢う日まで（原作・オールビー）』

とか人的な管理とか。

田中　三重県文化会館の中で、コンサートやオペラなどの音楽公演と演劇公演との2つのジャンルがあるとすると、松浦さんは基本的には演劇担当のプロデューサー的な存在ということですね。

松浦　音楽は館長ともう一人川島を中心にやっています。

津あけぼの座について

吉丸　今日は松浦さんには公共劇場の代表として来ていただいてて、油田さんには民間の劇場の代表としてお越しいただいています。油田さんに津あけぼの座の活動とその特色についてお話をうかがいます。

油田　もともと三重大学のOB・OGでゴルジ隊という劇団を作ってて2000年から今の津あけぼの座のところを稽古場にしていたんですけど、2005年で解散するんですよね。ちょっとお金には余裕があったものですから、すぐに出る必要はなかったんですけど、幸か不幸かその間にいろんな人間にこういう空間を残した方がいいと言われて。実験的に稽古場で公演を打つとかいうのを何回かやったことがあったものですから。じゃあ小屋を作ってみようかとなって、小屋を作ったんですよね。

田中　三重大の学生にとっては通学路である江戸橋駅の近くに劇場があるのですよね。

油田　上浜郵便局の横の駐車場の奥に。気づいてない人も多いと思いますけど。

松浦　オープン何年なんですか？

油田　2006年10月22日で、今7年目に突入しています。劇場が出来たはいいけど、どう運営するかはあまり考えてなくて。ただ、我々事務所分が払う家賃で建物全体の家賃を払えるようにして、劇場が動かなくても赤字の出ない仕組みにしていました。2009年くらいから、演劇公演とか、ワークショップとかの使用が増えてきました。そこからつながりを得た人脈で、県庁おりたところの四天王寺さんの境内にって。四天王会館という3階建ての建物なんですけど、3階に幼稚園だった講堂スペースが丸々余ってて、僕はそれを見た瞬間にここはぜったい劇場になると。津あけぼの座の運営だけでも大変なのに、もう一個作ってどうするんだというふうに劇場スタッフからもかなり根強い反対はあったんですけど、説得して、去年の3月に2つ目の津あけぼの座スクエアをオープンしました。

田中　江戸橋近くの津あけぼの座の客席数は？

油田　50席です。

田中　本当に小さな劇場ですよね。

油田　大都市圏にある小劇場というのができるように。一方、津あけぼの座スクエアは津あけぼの座の3倍なので、150席。

田中　津あけぼの座スクエアは、けっこう広いオープンスペースなので、舞台をどこにでも作ることができる。そういう自由度がありますよね。

油田　津あけぼの座はブラックボックスという真っ黒な閉じられた空間なんですけど、スクエアは逆に窓があって外がよく見えるので、それを借景にお芝居を作る方もいらっしゃいますし、わりと自由度が高い劇場になっています。

田中　他方で、三重県文化会館の方は、もう少し大きな劇場ですよね。

松浦　県文で960人の商業的な演劇とか受け入れられる中ホールと、舞台組んで150～200人の小ホール。続いて津あけぼの座スクエアの100人。で、津あけぼの座が50人。夢のような取り合わせ。

田中　津市内の近辺に劇場が4つもあるということですね。

松浦　ちょうど性格がうまい具合に4つともバラバラでね。全くかぶらないですね。

吉丸　お互いに意識するところとか、あるいは変えてみようとか、そういうところがあったりとか。

松浦　偶然ですよね。偶然だけど、上演するには非常に豊かな環境で、どんな演劇がきても受け入れられる体制になってる。

田中　スペースもそうですし、協力体制としてもそうですよね。

油田　「この芝居だったら県文さんの小ホールじゃないですか」とか「これは津あけぼの座」とか提案す

三重県文化会館・中ホール

三重県文化会館・小ホール

「公共と民間が交流しながら作品を作ったり上演する形態は全国的にも珍しいケース」

田中　綾乃

る。それは来られる団体さんも不思議そうにしてます。三重の人たちが勝手にこういう話をし出すので。

松浦　要するに予算的には分断されている関係性があるので。組織的にも。ただ、この前青森の劇団「野の上」が来たとき、私どもが本公演なんですけど、その前の晩に津あけぼの座の方で作・演出の彼が一人芝居をやっています。一人芝居はまさに作品のサイズが津あけぼの座にぴったりのもの。うちの方は劇団の作品という。

田中　三重の劇場で、非常に特徴的だと思う点は、普通は公共ホールと民間劇場が、一緒に共同してやることはほとんどないのです。組織も違いますし、予算レベルも違うので。でも、県文さんと津あけぼの座さんは、その垣根を越えた交流があるんですよね。だから公共と民間というのが交流、協力しながら作品を作ったり、上演したりしている形態は全国的にも珍しいケースだと思います。

松浦　三重モデルみたいなね。

田中　本当に三重モデルですよね。それはやはりお二人の関係性もあるんでしょうが、このように意識的にやってらっしゃるのはどういう目的というか、背景があるのでしょうか？

松浦　劇場で私とか油田さんみたいなプロデューサーになると、自分の劇場の客を増やしたいという思いで一生懸命頑張るんですね。ただ私が油田さんにお話しして、一緒にやってください、お願いしますという形で手を組みましょう、というのは互いに自分の劇場のお客を増やしたいだけではないんです。津という場所に演劇を観る人・やる人が果たして拡大していくんだろうか。劇場という枠をこえて、この津という場所に演劇が根付くのか。という気持ちで動いているのが、枠を超えられてる一番の理由じゃないですか。

「劇場という枠をこえて、津という場所に演劇が根付くのか。という気持ちで動いている」

松浦　茂之

田中　前後するのですが、津あけぼの座と津あけぼの座スクエアでは年間何本くらいのプログラムをやっているのでしょうか？

油田　細かくいうと去年は40催事。その内、演劇公演は年間で15くらい。

松浦　今演劇公演はお互い月1くらいなんですかね？

田中　そうすると、県文さんでの演劇公演プログラムがだいたい一年に20本で、津あけぼの座さんが15本。あとはワークショップとか、そういうものもね。

油田　交流・体験系ですよね。

松浦　月2、3本は津で演劇公演が観られるということですね。年にわずか2、3本だった5年前から、今35本だから、もう十何倍。

田中　そうですよね。

松浦　これだけでも豊かなことですよ。

油田　プロデューサー達がこれだってものを三重に呼んでいる。ある意味都市の方が芝居の数は多いから、観に行って当たり外れにあう。その楽しさはもちろんあるんですけど、三重の場合は目利きたちが選んでいるので、外れが少ないと思います。

三重大生と劇場について

吉丸　観客という点で、三重大生は観にきていますか？

油田　演劇ではまだまだ多くないですね。

松浦　県文には当日空席があれば1000円で観られるキャンパスシートがあるんですけどね。

田中　何年前からなされているんですか？

松浦　2年前かな。おかげさまでボリショイバレエとかオペラとか30人から50人くらい来てくれるんですけど。

油田　三重大生が？

松浦　ばかりじゃない。高校生、中学生もいる。

松浦　ただね、非常勤で行っている三重大での授業（後述の「演劇入門」）で40人くらいの学生にまずうちの場所を知ってるかと聞いたら、4、5人はまず三重県総合文化センターという名前を知らない。来たことないのが40人中10何人とかで。県立図書館もあるじゃないですか？衝撃的で、私は。

「再生メディアが強くなりすぎている。生のものを見るっていうこと自体が減っている」

油田　晃

油田　図書館もあるのにねえ。

松浦　学生って一番こういう場所、来る可能性が高いじゃないですか。図書館で調べものだったり、余暇の友人との活動だったり。それが名前も場所も知らない、来たこともないのがあの割合でいるのは、もう相当な衝撃を受けましたね。

吉丸　「演劇入門」とか演劇に関心があるはずの学生が集まってるはずの授業で、そうだというお寒い状況。

松浦　津あけぼの座の前なんて日に何千人の三重大生が通る。

田中　そうですよ、江戸橋の駅前ですからね。

松浦　どう誘導したらいいのだろうね？

油田　それ本当に迷っている。

吉丸　油田さん、三重大の学生だったじゃないですか。

油田　若者が生を観に行くっていうことの回数が減っているんじゃないかな。再生メディアが強くなりすぎている。生のものを見るっていうこと自体がちょっと減っている。それをなんとかしないといけない。

田中　三重県だけではなくて、全国的にそうなんですけれど、趣味の中に「観劇」が選択肢に全く入ってない。1回くらい演劇観たけれど、駄目だったっていうのならまだいいのですが、三重大の学生はそもそも舞台を観たこともない。「観劇」という選択肢があること自体を知らない。で、何をやってるの？と聞くとだいたいバイト。バイトも大事ですけど、学生のうちが一番時間があるのに、バイトしかしてないのかと思ってしまいます。

松浦　バイト、カラオケ、ラウンドワン、合コン、漫画喫茶、ネットカフェ。そういうことで余暇してて。オペラ、歌舞伎、バレエ、クラシック、演劇全く観てない、が大半なんでしょうか。

油田　吉丸先生がいつも「演劇入門」の1回目の授業で言う「演劇を観ている人生と観ていない人生、観ている人生の方が絶対豊かになる」って言葉にいつも感動していて、僕はそのまま人前で言うんですよ。観劇や演劇経験ある人達はほんとそうって頷いてくれる。

田中　私は、このような三重大の学生の状況を知った時に、とにかくまず授業を作るしかないと思って。学生は「演劇」という芸術分野を知らない。でもたとえばゼミ生でも、これまで演劇を全く観たことがなかったけれど、私の影響で触れはじめると、突然入り込む訳ですよ。私は何も言ってないのに。この前広島まで観に行きましたとか、東京まで観てきましたとか。そういう学生が1人か2人くらい出てくるんですよね。一度触れてしまえば、演劇の面白さや豊かさに目覚める学生も出てくるので、「演劇入門」の授業を、吉丸先生の授業枠を使いながら、勝手に作っちゃったわけですよね（笑）。

吉丸　「演劇入門」は、共通教育という、どの学部の学生でも受講できる授業。座学と演劇ワークショップの二本柱でできています。私は歌舞伎と文楽を教えて、田中先生が現代演劇。松浦さんは現代の劇場のあり方、工学部建築学科の大月淳先生が劇場建築。ここら辺が座学。愛知大の吉野さつきさん、油田さん、第七劇場の鳴海康平さんが担当しているのが演劇ワークショップ。

田中　実演付きの授業なんですよね。演劇人を育てたいというより、演劇っていうものに触れてもらいたい。実際に演劇ワークショップとしてお願いしてるのは、コミュニケーションスキルの拡大版みたいなことで。三重大の「演劇入門」でやっている演劇ワークショップのお話をしてもらっていいでしょうか？

「演劇を観ている人生と観ていない人生、観ている人生の方が絶対豊かになる」

吉丸　雄哉

三重大での演劇ワークショップについて

油田　2年目ですね、今年はドラえもんの筋を使ったお芝居を作るワークショップ。班ごとに、ドラえもんの筋を使って新しいドラえもんの話を作りなさい。で、道具を必ず新しいもの、オリジナルなものにする、全員が必ず出演するという条件をつけて、授業内の20分か30分で本当に発表までいかせるんです。学生さんってすごくて、演劇って締め切りが常にあるので、その中で作らせるとだいたいできるんですよね。各班の発表をお互い観て、それが一週目。二週目は一個ずつらすんですよね。A班が作ったものをB班が観てましたよね。B班はA班の作品をブラッシュアップしてください、ってことをやらせる。もっと面白くするにはこうしたらいいんじゃないか、というのをやる。三週目は対話劇を作りました。国語の教科書に載っている平田オリザさんの脚本をやってもらいました。

田中　ワークショップの目的はどういうことでしょうか？

油田　演劇が持っている技術のうち、コミュニケーション力は相当な有効性があると思います。価値観の違いとかも演劇ではどうしても言わざるをえない。私は面白いと思っても、周りが面白くないと言ったらどうするかとか。

田中　たとえば、あるドラマを作っていくときに、誰かがこの道具が面白いんじゃないかと提案しても、本当は面白くないときなどありますよね。

油田　面白くないとは、いきなりみんな初対面の中で言えない。でもこの人の意見は面白くないと思った時に、ではどうみんなで説得していくか、というのをお互いやっていく。リーダーシップ取るやつがでてくると、それの意見がつまらなくても、小中学生とかだとその子の言いなりになっちゃうことが多いんですよね。だけど学生はそこがすごいんですけど、ちゃんと方向転換するんですよね。期末の授業アンケートを見ても、コミュニケートすることは、価値観が違うことをすり合わせることだと、彼らはきちんと分かっているみたい。そういう意味で学生さんにとって演劇ワークショップを体験してもらうというのは、演劇のスキルを使って人間の相互理解を深めることになるんだと思います。

田中　必ずしも演劇作品を見せることだけが目的ではなくて、演劇という方法、スキルを使って、そこで自分と他者は違うんだとか、色々な価値観があるんだとかを実践的に知る。他者と共同して一つの作品を作っていくというプロセスから、コミュニケーション力を身につけたり、自分と他者との相違や自己認知を得るってことですよね。演劇ワークショップは非常に学生に評判がいいですよね。さらに、演劇作品に興味を持って学生が劇場に足を運ぶと、劇場には大学構内では出会わないようなアーティストやプロデューサーがいたりして、そこでまた交流が始まる。そのような経験が学生の視野や世界を広げていくのです。

油田　「演劇入門」があったところで、別に俳優を養成する気もないし、お芝居を三重大学で作るわけでもなく、コミュニケーション力を鍛えるために演劇ワークショップをということなので。今、表現教育がないじゃないですか。音楽教育

とか情操教育としての表現教育は子どもの初等教育とかであるんだけど。大人のコミュニケーションをどうするのか、とかそういうのはあんまりなくて。

田中　その意味で私は、演劇を一つの教育方法としてもっと活用していけないかと思っているんですけどね。

油田　僕は三重大人文学部の学生だったじゃないですか、20年前。演劇の授業なんてなかったので。ドイツ演劇をゼミで扱ったかどうかという程度。三重大に演劇の授業ができたと言っても、多くの三重大OBたちはみんな信じないんですよね。

田中　「演劇入門」は共通教育の授業枠で設定しているので、人文学部だけではなく、教育学部や医学部、工学部や生物資源学部の学生など、文系・理系の壁をこえて、交流しているのが特徴です。

松浦　いいことですよね。

田中　それは非常に私もいいなあと思ってるんですけどね。だから願わくは学生たちがもっと劇場に足を運んでくれるとさらに交流が広がるのですが（笑）。

吉丸　「演劇入門」は、出席のほかに芝居の感想のレポート2つが必要で、とにかく芝居を観にいかないと単位が取れない。1つは対応できるように大阪の国立文楽劇場までバスツアーを組んで、文楽を観に行って、あとは県文や津あけぼの座に観に行くように勧めています。

田中　我々教員が授業をやっても、実際に三重で芝居を観ることができなければ、どうしようもないわけです。しかし、今は三重大の近くで月に2～3本は芝居をやっていて、学生も触れる機会があるので、もう少しこれを発展していけるといいなと思っています。

松浦　授業のおかげで、「演劇入門」を受けてる子は来てくれてますね。今年だと劇団ハイバイの「て」とか、来てくださってましたね。

田中　ただ本当は自主的に観に行ってほしいですけれどね。今はある意味「レポート」という負荷をかけているわけですから（笑）。

吉丸　きっかけとしてはいいんじゃないでしょうか。それ以降も来ている学生もいるんですよね。ただ数から言うと松浦さんも油田さんも物足りないんじゃないですか。

松浦　それは三重大っていう…。

吉丸　全学部全学年を合わせると6000人以上になります。

油田　たまに6時くらいの芝居で5時半くらいに空いてる時とか叫びたくなりますもんね。

田中　「来てください！！」みたいな（笑）。おそらく学生たちは津あけぼの座があることをほとんど知らないので、そういう意味ではもっといろんな形で宣伝していく可能性はあると思います。

吉丸　大学生以外だとお客さんは増えているんですか？

油田　二十代の後半から上は増えましたね。確実に増えてますね。

田中　生の舞台芸術は、観客がいないと成立しない芸術です。その意味では、これからは、若い観客を育てていくことが課題です。

松浦　海外に行くとびっくりしますよね。劇場がもっと日常に近くて、コンテンポラリー・ダンスであろうと、現代アートの美術館であろうと、もっと近いですよね、いわゆる一般の人に。日本ではこのあまりの遠さというか。

田中　それは日本全体の文化状況というのが関係していますが……。でもそういう中で、いま「劇場法」も成立しましたので、また状況は変わると思いますが。

劇場法と協定

吉丸　昨年（2012年）6月、劇場音楽堂等の活性化に関する法律、いわゆる劇場法が成立しました。大学と関係が深いのは13条。（本を読む。傍線、吉丸）

国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的な能力を有する者を育成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

松浦　劇場の専門人材の養成機関としての高等教育機関をベースとしては求めてますね。大学でアートマネジメントを専門的に学んだ人を、劇場という専門分野に送り込むというのはそもそもベースにあると思います。

田中　同時に15条では、実演芸術活性化のために学校教育との連携の必要性が示されています。それに伴ってですが、今年度、三重大学と三重県文化会館の指定管理者である三重県とが、「劇場法」に則って「実演芸術の振興等にかかる連携に関する協定」を締結しました。

松浦　劇場法が成立した後で、それに基づく連携協定はおそらく全国初です。

田中　私が協定を締結したいと思ったのは、三重大学の周りには、三重県文化会館や津あけぼの座をはじめ、県立美術館、それから博物館という形で文化施設が至近距離に揃っているんですよね。学生が自由にアートに触れる機会がもっとあっていいのではないか、この環境を活かしたいというのはすごくありました。

松浦　授業にもっともっとアートが入ってもいいような気がします。

田中　今回の協定を機に、学生が自然に芸術文化に触れられるような環境が、今後、作られていくことを願っています。現在、松浦さんと油田さんには、非常勤講師という立場で、三重大生の教育に協力をしてもらっています。コミュニケーション教育の重要性が叫ばれる中、今後も演劇というメソッドを使いながら、演劇ワークショップを学生の教育に取り入れていきたいと思っています。他方で、今回の連携によって、学内だけでなく、地域の方々にも舞台芸術の豊かさを発信していきたいですね。アートの力を用いて、三重県の文化や芸術がますます深まるように、大学も貢献していきたいと思います。

■ 答志歌舞伎舞台

伊勢歌舞伎と答志村芝居の関わりについて

美多羅志神社・八幡神社宮司
鳥羽市文化財調査委員長
橋本 好史

鳥羽市答志町（答志島）では、現在も八幡神社の祭礼に歌舞伎や演芸が行われている。この舞台の屋根裏から歌舞伎台本や浄瑠璃本が合わせて141冊と古文書5箱が見つかり、明治時代の歌舞伎・人形芝居の興業届けとそれに添付された役者・芸人名簿も見つかった。

平成20年3月に歌舞伎研究・地方芝居研究家の南山大学教授の安田文吉・徳子夫妻らに調査してもらったところ、歌舞伎台本としては、37演目の129冊、木版の浄瑠璃本としては10演目11冊、その他（実録）1冊であった。安田文吉氏からは、「地芝居の歌舞伎の台本の残存数は少ないので、貴重である」「現代の大歌舞伎では上演されることがない演目が含まれている」「地方の歌舞伎の演出についての資料は少なくて希少価値がある」との指摘があった。

また、同行した三重県の演劇研究家の谷口晃氏によれば、三重県ではこの答志島にしか残っていない歌舞伎台本『敷島操軍記』4冊があり、貴重であるとのことであった。

これらの調査結果をもとに、伊勢歌舞伎と答志村芝居の関わりについて考えていきたい。

一、伊勢歌舞伎について

伊勢の芝居は、寛永12年（1635）には浄瑠璃芝居が、寛永16年には、歌舞伎芝居が開始された。伊勢神宮門前町の古市には、二軒の常設の芝居小屋があり、歌舞伎や人形浄瑠璃が盛んで参宮客で賑わっていたことが様々な文献からわかる。

伊勢の芝居は、主に上方役者たちの登竜門であり、また、三都の大歌舞伎の有名な役者たち（市川団十郎や松本幸四郎・尾上菊五郎など）も興行している。また、京都・大坂や江戸の新作で評判になった歌舞伎・浄瑠璃は、すぐに伊勢の芝居でも上演されていた。

明治時代になると御師制度の廃止などの影響で、古市の芝居小屋も姿を消すが、町民たちの要望で明治22年頃「長盛座」として再建された。この他に新福座などの芝居小屋も次々に建てられ、伊勢の芝居の繁栄は明治いっぱいまで続いた。

長盛座ができたことは、「若い衆芝居」と呼ばれる素人芝居の勃興を促す結果となった。この芝居小屋の浄瑠璃師や振付師が鳥羽志摩地方の地方芝居・地芝居の指導に大きな役割を果たした。この影響からか鳥羽志摩地方のほとんどの村に幕末から明治にかけて芝居小屋が建てられた。

■ 答志島歌舞伎台本

二、千束屋資料にみられる伊勢志摩地方との関わり

伊勢の芝居の繁栄を支えたものとして貸衣装屋の千束屋（文化5年（1808）創業）がある。江戸時代には江戸や上方の役者たちのために衣裳を調達する機能を担っていたが、明治大正期においては、近郊の農漁村の祭礼などに行われる地芝居に台本・衣裳・小道具類を貸し出していた。

『千束屋資料調査報』によると鳥羽市内でも離島をはじめ多くの村に貸し出されている。答志村にも明治25年から5回台本が貸し出されている。台本の貸し出しで一番多いのは『仮名手本忠臣蔵』（28回）である。

三、答志村の歌舞伎・浄瑠璃の台本

江戸時代の台本は9演目で、一番古い台本は、文化9年の『鎌倉三代記』である。明治年間の台本は、22演目で全体の約6割である。明治4年に常設舞台が造られてから書き写されたものが多いことがわかる。

答志村の演技者名が書かれているものは、江戸時代7演目・明治時代16演目で、全体の約6割と多い。安田徳子氏によると、地芝居の台本に演技者の姓名が書かれていることはたいへん珍しいとのことである。

浄瑠璃本は11冊であり、全部時代物で木版の半紙本である。丸本は5冊で、稽古本は6冊である。版元のわかる台本は6冊で、大坂・京都で出版されたものである。「伊勢山田　妙見町　高尾屋」の黒印が押してある台本が3冊ある。京大坂で仕入れた本を販売していた高尾屋で伊勢志摩地方の地芝居の関係者は買い求めていたと推測できる。

四、答志村歌舞伎と伊勢歌舞伎との関わり

明治4年（1871）に答志村に芯棒式廻り舞台のある瓦葺の舞台が建設された。老朽化で昭和47年に再建されたが、廻り舞台は再建されなかった。明治初年に村社「美多羅志神社」が建てられて、八幡神社の祭礼と交互に美多羅志神社の祭礼でも歌舞伎と人形芝居をするようになった。また、興業届けなどから、常設舞台ができてから地芝居以外に請芝居も盛んになったことがわかる。

明治7年の興業届けに、「伊勢國山田中世古町　林野喜之助、宇治中之町　竹村佐市　同古市　杉木音松」と伊勢歌舞伎の役者の名前が掲載されている。特に「杉木音松」は、千束屋の歌舞伎台本に「ふり付け　杉木音松」と書かれている同一人物であると推測できる。この他の台本にも振付け師として「古市町　澤村澤太郎」「古市町　松本倉太郎」の名前が掲載されている。

これらから、伊勢の歌舞伎役者や振付師が答志村にきていたことが明らかであり、答志村の祭礼での地芝居・請芝居などに大きな影響を与えてきたことがわかる。

（はしもと よしふみ）

■ 鳥屋熊吉 慶応元年（1865）4月松阪の龍泉寺境内興行ビラ（川添裕所蔵）

幕末から明治にかけての三重の芸能者たち

皇学館大学非常勤講師
芸能史研究家
前田 憲司

明治の記録からの推測

明治政府は明治6年頃から、無許可の上演を取り締まり、興行する場合は「芝居興行願」を警察署に提出し許可を受け、定められた鑑札料と興行料を払わなければ興行をできなくした。また演じる役者も「俳優営業証」をもたなければ勝手にできないようになっていた。その後、明治11年の「地方税規則」により芸能に関する税が定められ、各府県が俳優や遊芸人に「遊芸稼人鑑札」を与えて税を徴収するようになる。対象となった職業は府県により異なり、茶道の家元にも鑑札をだしたというところもあったが、俳優、舞踊、邦楽、長唄、三曲、演奏家、講談落語、漫談、漫才、神楽曲芸、奇術などを生業とする芸能者を対象にしていた。

このような状況下で、三重県にはどの程度の芸能者がいたのであろうか。明治17年度の三重県の「地方税収入予算決議案」から、遊芸稼人税収入予算の1383円75銭を、一人一ヶ月当たりの税額75銭で単純に割ると、154名ということになる。また、警察資料の「風俗営業許可分」によれば、多い年には800を超える遊芸稼人が、俳優も常に100人前後が登録されているので、それに似合うだけの劇場も県内にあったのであろう。もちろん、江戸（東京）や上方（京都・大阪）から地方巡業に来る一座も多く、名古屋で興行を済ませた一行が、東海道、参宮街道を経て伊勢へ向かう道すがらに各地で興行をした記録も残っている。伊勢路の興行では古くから「四日市は木戸銭、津は演目、山田（伊勢）は役者、で評判が決まる」と言われ、土地の人の気風が感じられる面白いたとえである。また、伊勢古市の俗にいう「伊勢歌舞伎」は、旅の参宮客も楽しませ、記録が残されている。

	遊芸稼人	遊芸師匠	俳優
明治21	822	220	139
明治22	812	200	72
明治23	859	185	98
明治24	729	154	154
明治25	641	136	108
明治26	644	129	116
明治27	579	140	60
明治28	518	135	48
明治29	599	168	72
明治30	641	179	71
明治31	742	178	153
明治32	839	198	254
明治33	—	—	—
明治34	140	46	50

これらの数字は明治以後のものではあるが、庶民の娯楽が急変したとは考えにくいので、近世末期においても似たような状況であったのではないかと推察される。

三重から全国に名を馳せた芸能者

芸能の世界は、今も昔も江戸か上方で名を成さないと一流とは認められないという考えが根強い。さらに近世には芸能者は蔑まれ、その意識は明治になっても続いた。そのために、芸能者として一時代を築き後世に多大な影響を残した者であっても、地元でその人物の出自や事績を正確に伝えることはあまりなかった。

歌舞伎界では、現在の市川団十郎宗家への系譜を持つ七代目松本幸四郎（1870-1949）。東員町生まれで、父は四日市の武家。当代市川海老蔵の曽祖父にあたる。藤山寛美らで人気を博した松竹新喜劇の源流にあたる喜劇俳優の曾我廼家十郎（1869-1925）は、松阪生まれ。浪曲の確立期に活躍した初代鼈甲斎虎丸（1854-1894）とその門下の二代目虎丸（1872-1945）はともに四日市生まれ。尾張万歳の面白さを上方漫才へ橋渡しした万歳役者の市川順若（1865-1916）は菰野町生まれ。歌舞伎・喜劇・浪曲・万歳（漫才）という、大衆に広く支持された芸能に、三重県人が大きな影響を与えているのだ。

芝居興行の改革者・鳥屋熊吉

同時代に芸能者ではないが、大きな役割を果たしたのが、鳥熊こと松阪出身の興行師・鳥屋熊吉（1832（?）-1890）である。鳥熊は紀州藩の鷹狩りに関係する鳥見役、つまり鷹狩りの獲物になる鶴を飼育する役にかかわりがあった家の出身ではないかとする説もあるが、確かな証拠はない。名を成した鳥熊でさえその出自は謎のままである。

珍獣珍鳥を見世物にしていた鳥熊が、故郷に錦を飾ったのは、渡来した象を江戸で手に入れ、慶応元年（1865）4月に松阪の龍泉寺境内で見世物興行をしたとき。この時の興行ビラに鳥熊とともに名を列ねる酒楽屋月亭、豆腐屋寅吉は、ともに伊勢の歌舞伎興行にも関与している地元の者とみられる。翌月には伊勢古市の小川屋屋敷跡でも興行し、続いて大阪や金沢などでも評判をとり、明治7年（1874）に象が死ぬまで、各地を象を見せて回った。

象を亡くした鳥熊はその後、それまでもかかわりがあった歌舞伎興行に積極的に乗り出す。のちに「鳥熊芝居」と呼ばれたその興行の基本は、

① 娯楽性の高い面白い演目
② 有望な若手の起用
③ 安価な入場料と自由席
④ 茶屋制度（入場料や食事など芝居見物の一切を茶屋を通して行う仕組み）の廃止
⑤ サービス券の配布

など、古い慣習を打ち破るものであり、他の興行師たちにとっては脅威となった。松阪商人の商売を思わせるようなやり方は、大衆に大いに受けた。しかし、同業者の抵抗にあって明治19年（1886）には、東京での歌舞伎興行から手を引く。時代を先取りしすぎたのかもしれない。

（まえだ けんじ）

■ 勧進帳の弁慶を演じる七代目松本幸四郎（筆者蔵）

「劇場、音楽堂の活性化に関する法律」と三重県文化会館の事業展開

三重県文化会館 館長
梶 吉宏

【劇場法の制定】

2012年6月、私たち公共劇場が市民に果たすべき役割を明確化し、実演芸術の振興を図る「劇場、音楽堂の活性化に関する法律」（以下「劇場法」という）が初めて制定された。初めてと強調するのは、いわゆる「公共ホール」と呼ばれる施設には、図書館法や博物館法らに定義されている施設としての役割や機能を定めた法律が従前には存在せず、ゆえに全国の自治体各々が文化振興ビジョンを策定し、そのビジョンに基づく文化事業や劇場サービスを市民に独自に提供していたからである。自治体の文化振興ビジョンも不明確なまま単なる集会場として建設され、市民利用も著しく低いという公共ホールが全国に少なからず存在し、「ハコモノ批判」の温床にもなってきた。このたびの「劇場法」制定により芸術家・国・地方自治体の役割が明確化され、相互連携により実演芸術の振興を図ることが劇場の重要な機能として定義されたことで、劇場を取り巻く環境は大きく前進したことになる。2012年は公共ホールが専門人材を配置した専門機関を目指す「劇場元年」の歴史的転換点に記憶されるであろう。

【三重県の文化振興】

三重県においては「劇場法」制定以前から、もっといえば三重県文化会館開館の平成6年以来、県の担当部局も私たち劇場スタッフも、法律の趣旨にある「劇場活性化」に一生懸命取り組んできたという自負がある。三重県文化会館は開館初年度からクラシックからポピュラーまで、また伝統芸能や演劇など幅広いジャンルの実演芸術を取り上げ、平成13年に私が館長に就任する以前から施設の年間稼働率は60％を超え、一定の賑わいを果たしていた。また県の文化振興ビジョンにおいても三重県文化会館が県の文化振興の拠点施設として明確に位置づけられてきている。私が館長になって心がけたのはこうした文化事業を推進する良好な環境下で更に飛躍すること、すなわち新しいアイディアやサービスに取り組むことで、「いつ来ても楽しく賑わいのある劇場」を実現することであった。また三重県は全国の県立劇場と比較すると必ずしも潤沢とはいえない予算規模であり、商圏規模も決して大きくはないが、逆にそのような環境でも工夫次第で賑わいのある劇場ができるということへの挑戦でもあった。

「片手にロマン、片手にソロバン」という標語を掲げ、劇場事業に経営的観点を組み入れるよう、企画にも工夫を凝らした。トップアーティストのコンサートを1人千円、家族みんなで楽しめる「家族シリーズ」や、平日昼間の1時間、チケットレス500円で誰でも知っている名曲を楽しむ「ワンコイン・コンサートシリーズ」など特色ある音楽企画を次々に仕掛け、開館10周年にあたる平成16年の記念事業では、念願であった世界最高峰のオーケストラ、ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団を招聘した。近年では才能ある若手劇団をいち早く紹介する「Mゲキセレクション」など、演劇分野でも全国的に注目される企画が生み出されている。そしてこれらの取り組みは数字の変化にもはっきりと表れている。いくつかの年間経営指標を平成12年度と平成24年度とで比較してみると、以下のとおり著しい変化が確認できる。

■ ワンコインコンサートvol.23 ブラック・ボトム・ブラス・バンド

■ 三重県文化会館・経営指標推移グラフ

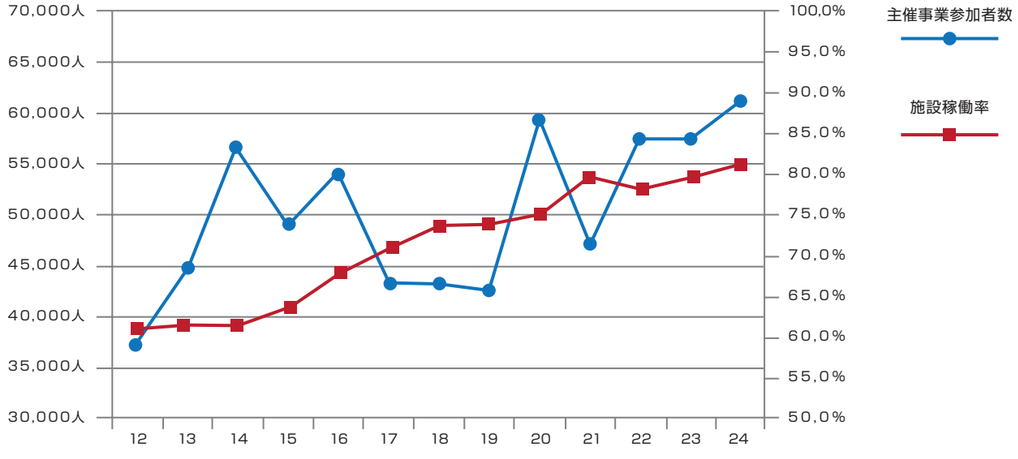

年度(平成)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
事業参加者数	38,184	44,881	56,705	48,994	54,326	43,442	43,120	42,582	59,256	47,049	57,487	57,357	61,240
施設稼働率	61.1%	61.5%	61.4%	63.7%	67.7%	70.9%	73.7%	73.8%	75.2%	79.7%	78.0%	79.6%	81.1%

〈主催事業数〉
29本→59本
〈主催事業参加者数〉
38，184人→61，240人
〈シアターメイツ（劇場有料会員）数〉
2，021人→2，971人
〈施設稼働率〉
61．1％→81．1％

実はこの間、県からの赤字補填額は平成12年度と比較すると半減しており、反比例の形で少ない予算の中でこうした成果を生み出している。余談になるが、つい先日三重大学との共催事業で講演会講師に招いた青年団主宰・劇作家の平田オリザさんが三重TVに出演された際に、「三重県民にはあまり知られていないようだが、業界では三重県文化会館は全国一素晴らしいホールと認識されている。」といった趣旨のコメントがあり、最大級の賛辞に感謝しつつも、県民にこうした私たちの取り組みをもっとうまくPRしなければと強く反省した次第である。

【三重大学との連携】

話は再び「劇場法」に戻るが、「劇場法」における特筆すべき事項として、第13条及び第15条に大学を初めとする高等教育機関との連携及び人材養成の重要性が定義されたことが挙げられる。この条文を受ける形で、去る2013年9月12日に三重大学と三重県は「実演芸術の振興等にかかる連携に関する協定書」を締結した。全国に先駆けての協定締結であり全国的にも大きな話題となった。法律制定以前から三重大学での実演芸術を活用した授業や劇場での学生インターンシップの受け入れなど多様な交流があったことから、こうした早い連携が実現できたのである。幸いにも三重大学と三重県文化会館は自転車で移動できる距離であり、比較的時間に余裕があり、感性豊かな大学生時代に優れた実演芸術に触れることは大変有益である。公演当日の空き席を学生限定・一律千円で販売する「キャンパスシート」という割引制度も設けており、学生にはぜひ積極的に活用してもらいたい。もちろん芸術鑑賞だけでなく、この連携協定には大学授業にアーティストを派遣したり、キャンパスでアートイベントを立ち上げたりと、多種多様な交流事業も計画している。将来的には劇場専門人材の養成機関として三重大学からここ三重県文化会館で働く人材が輩出されることを強く願っている。

（かじ よしひろ）

■ 劇場のルーツにあたる古代ギリシア劇場

「劇場」とはなにか
―三重の「劇場」の今後―

三重大学大学院工学研究科 准教授
建築学
大月 淳

「劇場とは何か」、筆者の近年における研究テーマの一つである。そう言ったところで、その何処が研究テーマなのかと思われるかもしれない。劇場とは分かりきったものであり、それを問うことに何の意味があるのかと。しかし、例えば「劇場とホールの違いは」との問いを立ててみよう。「映画館は劇場か」でもよい。少し考えを巡らせてみれば「劇場」の類義語、関連語が幾つもあり、それらの語の定義、概念間の境界が曖昧であることに気がつくであろう。

筆者の専門領域は建築計画である。建築においては学問領域として歴史、意匠、構造、設備等の大まかな区分があり、計画もその内の一つに数えられる。学校、図書館、博物館等施設種毎に、行われるアクティビティがそれぞれ異なり、したがってそこに求められる機能、それに伴い必要諸室、設備も異なってくる。それらを体系的に理解し、整理した上で計画に際しての基盤としようとするのが建築計画の主たる課題である。

施設種の一つに「劇場」も数えられる。ここで括弧付きの表記をしているのはまさに冒頭にみたことが関係している。他の多くの施設種はその定義が概ね明確であるのに対して「劇場」はそうではない。何処にその差が生じているかといえば何よりも根拠となる法制度の有無である。例えば学校には小・中・高校、大学、高等専門学校等があるが、それらは学校教育法を中心にそのあり方が細かく規定されている。同様に、図書館、博物館にはそれぞれ図書館法、博物館法が存在するといった具合であり、とりわけこの両者については法律名称も明快である。対する劇場に関して劇場法が存在するかといえばそうではない。

「劇場法は出来たではないか」と思われるかもしれない。確かにテレビ、新聞等でも2012年6月における「劇場法」の成立、施行が伝えられた。しかし、そこでの「劇場法」とはマスメディア等を通じての通称であり、正式名称は「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」である。そして同法は上述他の施設種に関係する法律と並ぶような劇場の根拠法たりえない。その理由の一つが、同法において「劇場」の定義が明確にされていないことである。

第二条に（定義）として「この法律において『劇場、音楽堂等』とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものをいう」（一部省略）とある。「劇場、音楽堂」と一括りにされ、さらにそこに「等」が付されたものについての一括定義であり、「劇場」が何であるかは依然として不明である。

ともあれ、同法の施行は「劇場」を巡るわが国における状況を変える一つの大きな契機ではある。曖昧ではあるが、そこには従前の法律に無かった「劇場」概念の輪郭が示されており、それをここに確認しておきたい。重要なのは、第二条の「施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもの」の部分に端的に示される「ハードとソフトの総合体」としての捉えである。ハード、すなわち施設としての「劇場」というのは、わが国において今日に至る一般的な理解であり、その空間を単に利用者に貸し出すだけの公立施設については「ハコモノ」批判の対象にもなってきた。「器だけ作って中身が無い」というのである。その「中身」に当たるのがソフトであり、それを併せ持っていることが「劇場、音楽堂等」の第一要件だというのである。

「ハードとソフトの総合体」としての「劇場」を指向する動きは同法施行以前からあった。むしろ、そうした動きを受けて制定されたのが同法といってよい。その先行していた動きにおいて引き合いに出されてきたのが欧米における‘theater’、‘teatro’等である。それらの語は施設としての「劇場」の意のみならず、「演劇」、「劇団」といった意をも有している。語自体がまさにハードとソフトの意を併せ持っているのである。加えて、実存としても施設に専属の劇団が存在（劇団が専用施設を所有）している欧米諸事例を見聞きして、わが国における「劇場」（同語はそもそも‘theatre’の翻訳語である）もそうあるべきである、という考え方が広まった。

「ハードとソフトの総合体」としての「劇場」の位置付け、そして、そこで想定される事業、それらの規定を含む「劇場法」はここ三重においても既に目に見える形でその効力を発揮している。三重県文化会館を軸とする三重県と三重大学との連携協定締結はその筆頭に挙げられる。また、現在進行中の（仮称）津市久居ホール整備事業においては「劇場法に対応した」施設づくりの方針が示されている。

「劇場法」を意識した「劇場」とそうでない「劇場」、今後その双方の動きをみていかなければならない。

（おおつき あつし）

■ 劇場法対応を謳う穂の国とよはし芸術劇場

特集2

三重の文化と社会
伊賀市・三重県の研究

三重大学大学院人文社会研究科の授業科目「三重の文化と社会」がスタートして、今年で13年目になる。本科目は、三重の文学・歴史・思想・社会・地理・環境・地方制度・地方自治・地域産業と経済などを総合的に考究し、地域の文化と社会の特色を明らかにすることを目的とし、毎年、県下の市町村から1つを対象地域に選んで実施している。本科目の特色は、大学院生が自らその地域に関する研究課題を設定し、フィールドワークを行うことで、実践的に調査・研究能力を養うことができる点にある。また、6年前からは、こうしたフィールドワーク型の研究に加えて、県内全地域を対象として、主に文献・資料をもとに調査・研究を行う文献型の研究も展開している。

三重大学では、学生の主体的な問題発見・解決能力を涵養するPBL（Problem-Based Learning）教育を推進しているが、本科目はPBLを導入した特色ある大学院教育として開設されている。同時に、大学院生が調査を通じて地域の人々と交流し、また現地発表会を行って研究成果を地域に還元するなど、大学の地域連携・貢献の一助となることを意図していることも、本科目の特色の一つである。

昨年度までの香良洲町、紀伊長島町、亀山市、関町、志摩市阿児町、伊賀市、鈴鹿市、松阪市、四日市市、津市、伊勢市、名張市、鳥羽市に続き、本年度は伊賀市を調査対象地域とした。

例年通り、本年度も月1回程度の研究発表を基本としつつ、6月には予備調査として伊賀市においてジェネラルサーベイを実施し、受講者各自の研究テーマや研究方法を明確にした。9月には伊賀市において現地合宿を実施し、受講生が各自の研究の進捗状況を報告するとともに、大学院生・教員間の交流を図った。その後も、大学院生が独自に現地での聞き取り調査や資料収集を重ね、指導教員の指導のもと、研究発表や討論を経てまとめあげた成果が、以下に掲載する研究報告である。

なお、現地でのジェネラルサーベイや調査実施にあたっては、伊賀市役所の各課の方々、関係諸機関・団体、市民の皆様に多大なるご協力をいただいた。とりわけ伊賀市商工労働課ならびに上野商工会議所の皆様には、ジェネラルサーベイでの各課・関係機関へのコーディネートを始めとして、本科目の円滑な遂行の為に多大なるご助力を賜った。本科目は、地域の方々のご協力なくしては成り立たないものであり、この場を借りて厚く御礼申し上げたい。

科目担当教員
片倉 望（人文社会科学研究科 教授）
森 久綱（人文社会科学研究科 准教授）

「地域研究フォーラム in 伊賀：三重大学大学院人文社会科学研究科「三重の文化と社会」研究成果報告会」について

2014年1月25日（土）の午後1時より、ハイトピア伊賀において、「地域研究フォーラム in 伊賀：三重大学大学院人文社会科学研究科「三重の文化と社会」研究成果報告会」が開かれた。本年度は、1部を院生による報告、2部を本研究科後藤基教授によるTalk Live「秘蔵の里　伊賀　再発見」であった。本科目を受講した大学院生にとっては1年間の研究成果をいかに地域に還元することができるのかを考える貴重な機会となった。なお当日は、2013年度「三重の文化と社会」研究報告書『伊賀市・三重県の研究』が、参加者に配布された。

支え合う地域づくり
伊賀市の地域福祉の取り組みについて

安藤 康子
指導教員　和田 康紀

はじめに

伊賀市には、地域課題に取り組んでいくための組織として住民自治協議会がある。さらに、団塊の世代が後期高齢者になる、つまり2025年問題への対応として住民自治協議会単位における検討の場である地域ケアネットワーク会議の設置を進めている。伊賀市の場合、住民自治協議会と地域ケアネットワーク会議が地域福祉の充実を推進する重要な機能を果たすことが期待されている。

Ⅰ 住民自治協議会の取り組みと課題

2008年の「地域自治活動事例集」から地域福祉の取り組み事例である3地域の活動を紹介し課題を取り上げたい。

［事例1］

A地域では、高齢者が買い物に不便を感じていたり、核家族化で見守りやちょっとした手助けを求めることができない状況が多く見受けられるようになった。このような現状を踏まえ、福祉協力員制度による小地域たすけあいネットワークを構築し、地区（組内）での高齢者の見回りや必要最小限の買い物などの課題が取り組まれた。一方、課題としては、全地域を受け持つだけの会員数もいないこと、地域住民に公募して参加を呼び掛けても、平均的な応募の参画が見込めないことが挙げられている。

［事例2］

B地域では、福祉活動や行事の担い手となる青年層や壮年層が少ないため、そういった活動を老人クラブが自発的に行うことで地域は支えられている。高齢者の見守りに関しては老人クラブを10人ほどに班分けして、その中で互いに常時の見守りを行い、互いの生活上で不便な部分を補い合っている。一方、課題としては、活動の担い手の加齢による体力の低下、健康問題（ケガ、病気）が挙げられている。

［事例3］

C地域の小学校区はかなりの広範囲になり、地域性が薄くなる場合も出てきている。その中で幾つもの区が集まって事業を行う時には部会員だけでは無理があることから、健康食料理教室、ふれあいサロンなどの事業を通して、福祉部会のボランティア登録が進められている。しかし、一人でも多くの有志を募ることが課題となっている。

以上の3地域の取り組み事例、課題は様々であるが、福祉協力員、老人クラブ、ボランティアの参加者の裾野をいかに広げていくかが共通した課題であると考えられる。

Ⅱ 地域ケアネットワーク会議の取り組みと課題

地域ケアネットワーク会議の構成メンバー、運営方法等は多様であり、一括りに捉えることは困難であるが、関係資料や関係者の聞き取りをもとに全体に共通した課題を整理してみる。

効果や成果としては、住民の間に高齢者問題に関心が高まり、身近な地域での見守り支援の必要性について認識し、問題を共有し、話し合う土壌ができた。さらに住み慣れた地域で何とか安心して暮らし続けられるようにとの志気が上がっていることである。

苦労している課題としては、高齢化による人材不足、ボランティア等の参加者不足や見守りの必要性等事業の目的が十分理解されないため共通の課題として進めることが難しく、主体的な活動と運営ができていないことが挙げられる。

様々な問題を抱えているが、地域ケアネットワーク会議の取り組みによって、個人の問題が地域の問題として取り組む

伊賀市における災害時要援護者への見守りネットワークとその意義

片山 誠一
指導教員　岩崎 恭彦

はじめに 研究の方向性・全体像

東日本大震災をはじめ、これまで災害時に弱い立場におかれてきたのが高齢者や障害者などの「災害時要援護者」であった。この人たちは災害時に周りの支えなしに避難することが困難な場合が少なくない。そこで、家族や隣近所の要支援者が避難支援や安否確認を行うなどの対応が必要である。とくに、住民同士の助け合い、地域コミュニティを核とした互助・共助による見守りネットワークが重要となる。それは、私たちが住むここ三重県においても検討すべき課題である。

今回研究対象地域となった伊賀市では、独自に自治基本条例を制定し、まちづくりや地域課題に地域住民が主体的に取り組むことのできる組織として住民自治協議会を置いており、各地域において災害時に限らず、地域課題に取り組む主体として、中心的な役割を果たしている。本研究では、まず、伊賀市における自治基本条例とそれに基づく住民自治協議会が果たす役割や特徴を整理し、伊賀市独自の住民自治のしくみについて検討を進める。そして、伊賀市における柘植地域まちづくり協議会が先進的に進める「住民による災害時要援護者への見守りネットワークづくり」の取組みとその意義について分析し、災害から市民を守るために住民自治協議会に期待される役割と今後いかに行政などと協働して地域課題に取り組むべきかを考えたい。

Ⅰ 伊賀市における自治基本条例と住民自治協議会について

近年の地方分権の流れや平成の大合併などを契機に、自分たちの地域は自らを治めていこうという〝補完性の原則〟の考え方や〝住民自治〟の実現が重要視され、伊賀市にとっても欠かせないものとなってきている。そこで、伊賀市は、2004年12月に伊賀市の自治における市民の権利や責務を明らかにし、伊賀市の将来像である〝ひとが輝く地域が輝く〟自立したまちの実現を確実なものとするため、自治基本条例（以下、本条例という。）を制定するに至った。

とくに、〝補完性の原則〟を実現するため、本条例では、住民が主体的に地域課題に取り組むための地域包括的な組織として「住民自治協議会」（以下、協議会という。）という住民自治組織を規定し、住民や団体が参画・活動する受け皿が制度として確立した。協議会は、小学校区単位に設置された地域の意思決定機関や事務・管理を行う組織である。

つまり、伊賀市では、条例に地域の中核的コミュニティ組織としての協議会の設置を提示し、これを地域コミュニティにおける自治の主体として明確化させることで、伊賀市の地域自治を展開しようとするところに特徴がある。

Ⅱ 伊賀市柘植地域における災害時要援護者への見守りネットワークとその課題

伊賀市柘植地域まちづくり協議会（以下、柘植協議会という。）は、2007年に自治基本条例に基づく住民自治組織として正式に認可された。柘植協議会では、まちづくり計画に基づき、「災害時要援護者支援ネットワークづくり事業」を展開している。

具体的には、区（自治会）を基に一番小さい単位である組（班）を基本として、日頃より災害時要援護者及びその家族との交流を深め、〝向こう3軒両隣〟をベースに支援者とともに、コミュニティの構築を行っている。このような組織的・日常的な対応を意識的に地域で追及していくことが災害時において迅速な対応を可能にし、結果として災害に強い地域づくり、そして、地域自治の強化につながり得る。

ただし、あくまでも見守りの実施主体は区単位であり、柘植協議会は社会福祉協議会の協力を得ながら、安否確認マニュアルのルールや仕組み・基準などの策定とその方向付け及び各区の住民の声を行政、社会福祉協議会などに届けていく役割が求められる。さらに、社会福祉協議会などから高齢者の生活実態の把握や上記マニュアルが実効的に機能するための意識を持つきっかけになる可能性はある。ボランティアの限界を補うため、仕組みや様々な対策がとられることを期待したい。

（あんどう やすこ）
人文社会科学研究科　社会科学専攻
地域行政政策

参考文献
[1]伊賀市社会福祉協議会「地域ケアネットワーク会議設置運営状況シート」
[2]伊賀市地域福祉計画事務局『地域自治活動事例集』2008年

■ 伊賀市柘植地区市民センター

めの助言やアドバイスなどを受けながら、全部の12区の取りまとめや区単位ではできない広域的な事柄に対して話し合う拠点としての役割が期待される。一方、行政としては、各区の課題を踏まえ、市全体して、財政上の支援に止まらず、各地域の声を政策や施策に反映させていく役割と責任を果たしていくことがなお一層求められている。

つまり、協議会が社会福祉協議会などの専門機関や行政などと協働し、補完性の原則に基づきながらも、お互いの立ち位置を理解しながら地域課題に取り組んでいくことが伊賀市の地域自治・地域分権あるいは協働のまちづくりにとって重要な視点である。お互いの力を発揮できるネットワークを地域社会に構築し、災害から市民を守る地域づくりの更なる充実を期待したい。とりわけ、協議会が行政や社会福祉協議会などと連携して、公助はもちろん、住民同士の共助につなげていくことが見守りネットワークの実効性を高めていくうえで意義がある。

（かたやま せいいち）
人文社会科学研究科　社会科学専攻
地方自治論

■ 柘植地域まちづくり協議会事務局

引用・参考文献一覧　注

[1]中川幾郎著『コミュニティ再生のための地域自治の仕組みと実践』、学芸出版社、2011年、pp93～110。

[2]山田晴義著『地域コミュニティの再生と協働のまちづくり』、河北新報出版センター、2011年、pp199～217。

[3]「伊賀市の住民自治について」（伊賀市）、2004年。

[4]「災害時安否確認マニュアル」（柘植地域まちづくり協議会実行委員会）、2007年。

[5]「第2次伊賀市地域福祉計画」（伊賀市）平成23年度～27年度。

伊賀市における外国人向け観光事業について

伊藤 雅晃
指導教員　児玉 克哉

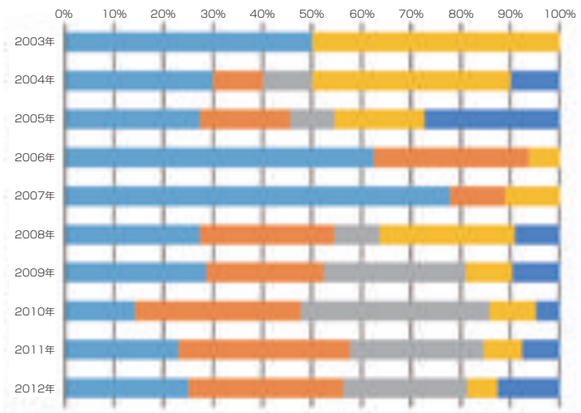

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年	2006年	2005年	2004年	2003年
海外へのPR活動	25%	23%	14%	29%	27%	78%	63%	27%	30%	50%
ファムトリップなどの受入	31%	35%	33%	24%	27%	11%	31%	18%	10%	0%
メディアの受入	25%	27%	38%	29%	9%	0%	0%	9%	10%	0%
言語面に関する活動	6%	8%	10%	10%	27%	11%	6%	18%	40%	50%
その他の活動	13%	8%	5%	10%	9%	0%	0%	27%	10%	0%

■ 図1　伊賀上野観光協会による外客誘致活動の分類内訳グラフ

Ⅰ はじめに

伊賀という地名を聞いて真っ先に思い浮かべるもの、それが忍者であり、白装束や黒装束に身を包んで十字手裏剣を投げるイメージであることは異論のないところであろう。そして実際、その忍者を活用した様々な観光に対する取り組みが、これまで、伊賀市中心部において行われてきた。そのような取り組みの中で、近年、注目されているものが、外国人を対象とした観光事業である。

そこで本稿では、伊賀上野観光協会による外国人向け観光事業のこれまでの取り組みを明らかにし、伊賀市中心部において外国人向け観光に取り組む意義と、その成果、さらに今後の課題について考察してみることとした。

Ⅱ 現状の分析

1．伊賀上野観光協会における観光事業の歴史の概要

伊賀上野観光協会は設立当初より、忍者を観光コンテンツとした観光業に対して積極的に取り組んでおり、昭和39年に、現在の「伊賀流忍者博物館」の前身となる施設を竣工した。この伊賀流忍者博物館こそが、現在の伊賀市中心部における忍者観光の中心的施設となっている。

2．三重県全体としての観光業における伊賀地域

伊賀市中心部における観光事業は長らくの間、伊賀上野観光協会が独自に行なっていた。

しかしここ最近になってこのような体勢に変化が訪れ、三重県側からのサポートも積極的に行われるようになってきた。伊賀市の忍者文化というものを有力な観光資源として利用しようという動きが、三重県側からも行われるようになってきたと言える。

3．伊賀上野観光協会における外国人向け観光の歴史と現状

伊賀上野観光協会による外客誘致活動が本格的に始まったのは、ビジット・ジャパン・キャンペーンが開始された

2003年以後である。その取り組みは、「海外へのPR活動」、「ファムトリップなどの受入」、「メディアの受入」、「言語面に関する活動」、「その他の活動」に分類して分析することができる。

その分析によると、当初は「海外へのPR活動」が多かったのに対し、最近では「ファムトリップなどの受入」や「メディアの受入」、すなわち伊賀という地域に海外の観光業者やメディアが能動的に注目して、伊賀を訪れる割合が増えていることがわかる。このことから、当初における海外向けのPR活動によって「伊賀＝忍者」という図式が海外においてもある程度浸透してきたということが推測できる（図1）。

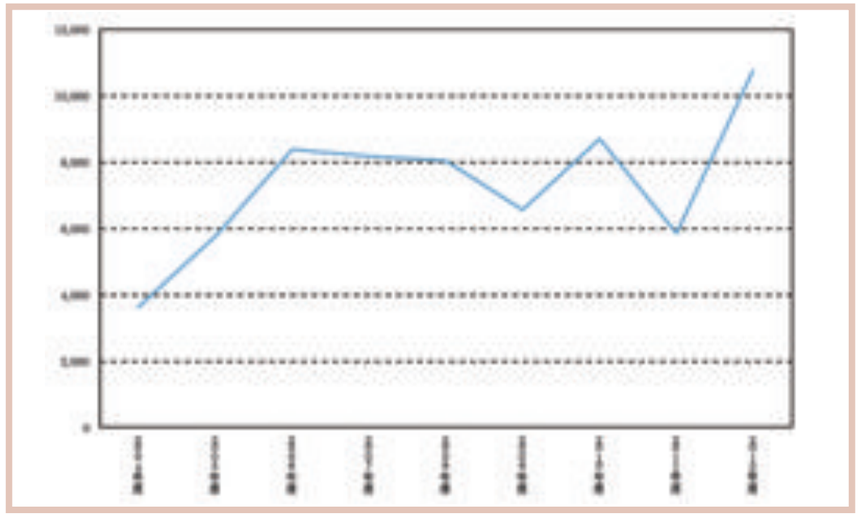

■ 図2　伊賀流忍者博物館の外国人観光客入館者数推移

4・忍者博物館を訪れる外国人観光客

伊賀流忍者博物館を訪れる外国人観光客の数は、全体的な増加傾向にある。特に2012年には東日本大震災直後の時期にも関わらず、海外からの来場者数が急激な伸びを見せていることがわかる（図2）。

5・伊賀市中心部における外国人向け観光の課題

伊賀市中心部における外国人向け観光の取り組みは、そのほとんどが伊賀上野観光協会の主導で行われており、地域全体が一丸となって取り組む動きは未だに見られていない。

また伊賀市中心部における商店街の歴史的な街並みが十分に活用されていないのではないかという懸念も存在する。特に商店街の活用は観光客の消費活動と深く関わっているだけに、今後の伊賀市中心部の外国人向け観光を考える上で必要な部分になってくるだろう。

Ⅲ 今後の展望

1・伊賀市中心部の持つ地域コンテンツの更なる拡充とまちあるき観光

伊賀市中心部における外国人観光を含めた観光事業全てを考える上で、忍者というコンテンツは欠かすことのできない要素であろう。ここで注目したいものが、近年注目を浴びつつある「コンテンツツーリズム」という考え方である。

2・「マチ★アソビ」の事例から考察する伊賀市中心部における忍者コンテンツツーリズムの可能性

伊賀市におけるコンテンツツーリズムのひな形として、徳島県で行われている「マチ★アソビ」というイベントを一例として取り上げたい。この「マチ★アソビ」の特徴は、版権元すら別々の、多くのアニメ作品が徳島市中心部という場所と結び付けられ、多くの観光客を呼び込んでいるという点である。

この「マチ★アソビ」に見られる「広範的なコンテンツ消費」を伊賀市の忍者観光に応用し、伊賀市中心部全体を「忍者」というキーワードで結びつける形でのコンテンツツーリズムを提案したい。伊賀市中心部には忍者という強力なコンテンツが存在する。そのコンテンツのもとに地域ブランディングを行い、この地域の独自性、観光価値を高めていく努力が必要なのではないだろうか。伊賀市中心部の忍者観光を忍者博物館だけでは終わらせず、伊賀全体で忍者文化を成熟させ、観光客の消費活動を促していくべきである。

Ⅳ おわりに

世界のまなざし向いている今こそ、伊賀市中心部は国際観光都市に向けての一歩を踏み出すべきなのではないだろうか。

伊賀市中心部における外国人向け観光事業が、伊賀地域全体の発展へと繋がることを願ってやまない。

（いとう まさあき）
人文社会科学研究科　地域文化論専攻
観光社会学

「忍術と『孫子』の兵法との関わり」

橋 香緒里
指導教員　片倉 望

はじめに

『万川集海』とは、延宝四年（1676年）に伊賀国の郷士である藤林保武が記した忍術兵法書であるが、その内容は、スパイとしての心構えから忍器の詳細に至るまで非常に事細かな説明が施されていて、伊賀・甲賀忍術の秘伝書を集大成した書物として知られている。一方の『孫子』は、春秋時代、呉王の闔閭に仕えた孫武が著したとされる古代中国の兵法書である。両者の成立には二千年ほどの開きがあるが、『万川集海』には『孫子』の引用が数多く見出される他、その思想にも『孫子』の影響を強く受けたと思われる箇所が確認できる。本論文では両者を比較し、『万川集海』が『孫子』の思想をどのように受け、また昇華していったのかを順次考察していきたい。

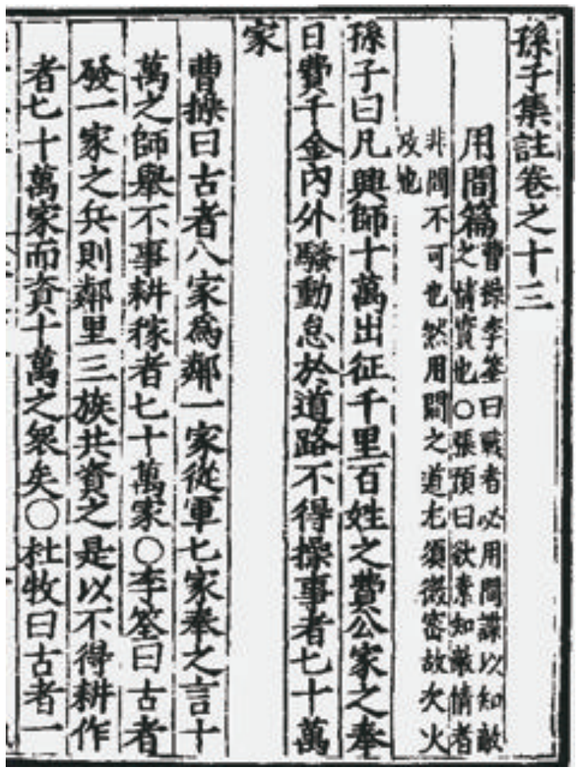

孫子集註卷之十三

用間篇曹操李筌曰戰者必用間謀以知敵之情實也○張預曰欲素知敵情者非間不可也然用間之道尤須微密故次火攻也

孫子曰凡興師十萬出征千里百姓之費公家之奉日費千金內外騷動怠於道路不得操事者七十萬家

曹操曰古者八家為鄰一家從軍七家奉之言十萬之師舉不事耕稼者七十萬家○李筌曰古者發一家之兵則鄰里三族共資之是以不得耕作者七十萬家而資十萬之衆矣○杜牧曰古者一

■『孫子』巻十三　用間篇

Ⅰ 忍術の役割

『万川集海』は、軍隊を動かす際に最も重要な役割を果たすものとして忍術を位置づけ、非常に高く評価している。

「夫れ戦いなる者は、其の虚に乗じ、其の不意を速撃し、其の理を察するなり。謀計多しと雖も、忍術に非ざれば則ち敵の密計・隠謀、審らかに知ること能わず。夫れ呉子・孫子の兵法を探り、張良・韓信等の秘書軍法を閲るに、間諜無ければ則ち敵の虚実を知り、数呈の長城を抜き、三軍を陥井に堕して全勝の功を成すこと能わず。一人の功を以て、千万人を亡ぼす者は、忍術に非ずして何ぞや」（『万川集海』序）

（現代語訳）そもそも戦いというものは、敵の虚をつき、備えの不十分なところに素早く攻撃を加え、その計略をよく理解することにある。謀が多く存在していたとしても、忍術を用いなければ敵の密計や陰謀を詳しく知ることはできない。そうして呉子・孫子の兵法を探求し、張良・韓信等が遺した秘蔵の書や軍隊の規則を読み込むと、間諜がいなければ敵の情報のいずれが嘘で真であるかを知り、いくつもの長城を落とし、大軍をだまし陥れて完全に勝利するという功績を立てることができない（とわかる）。一人の功績

によって、一千万人を亡ぼすものが、忍術でなくして何だというのか。

ここでは、忍術に「一人の功が千万人を亡ぼす」ほどの効果があると説明されている。何故それほどまでの効果が期待されるのかと言えば、それは敵の謀を打ち破ることが戦いにおける最上の策だからであり、それにはスパイが収集する情報が不可欠であったからなのである。この伐謀と言われる戦い方は、『孫子』謀攻篇の「上兵は謀を伐つ」という思想から来ており、『万川集海』が『孫子』を根底に置いた上で論理を展開していたことは間違いない。

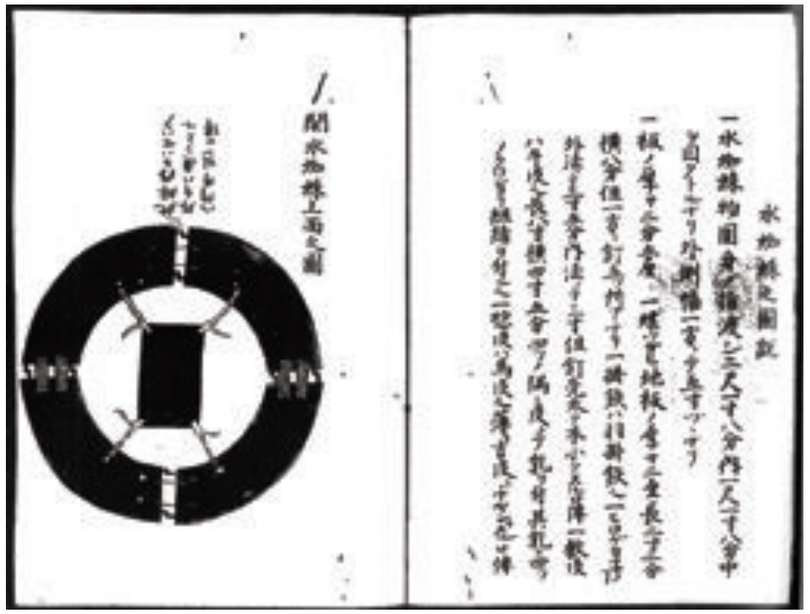

■『万川集海』巻第十九　忍器二　水器　水蜘蛛之図説

Ⅱ『万川集海』と『孫子』の意識の違い

『万川集海』が『孫子』の影響を受けて成立したことは、さまざまな観点から見て明らかなことではあるが、一方、『孫子』とは性格を異にする部分も少なくはない。例えば『孫子』では用間篇に「仁義に非ざれば間を用ふること能はず」とあるように、間諜を使う側である将軍にのみ道徳性が求められていたが、『万川集海』では使われる側である忍者自身にも常日頃からの正しい生き方が求められている。

一例を挙げるなら、『万川集海』では「忍」の字を「刃」の「心」と解し、堅く正しい心を忍術の根本原理に据え、さらに、心を正しく治めること、すなわち、「正心」をその第一篇に置いている。これは忍者の職務が盗賊の活動に似たものであったため、その技術が心ない人々によって悪用されるのを防ぐという意図を担うものであった。また、陰謀・計略をめぐらすといった後ろ暗い職務に耐えうる精神を養うために設けられた徳目であったとみなすこともできよう。そして、日本独特の、高度な職業訓練を経て特殊能力を獲得した忍者集団、いわゆる隠忍の成立が、このような道徳性を忍者に求めるという事態の背景にあったことを見逃してはならないのである。

おわりに

『万川集海』には、『孫子』の論理に則して戦時における忍者の重要性を主張するなど、その思想を継承、発展させた部分も確かに多い。しかしながら、忍者を専門の職業とする者の存在や、『孫子』では将軍のみに求められていた「聖智」などの徳目が、『万川集海』では正心という形で間諜側にも求められているなどの差違も見受けられた。

『万川集海』が著された延宝四年は、第四代将軍家綱の治世であり、その初期には由井正雪らの浪人による慶安の変（1651年）があったものの、それ以後の四半世紀、自然災害を除けば極めて平和な世の中が続いていた。戦乱の中でこそ重要であった忍者はその存在意義をなくし、多くが口伝によって伝えられてきた忍術もまた失われつつあった。藤林保武の著作意図は、まさしくその失われつつある技術や心構えを後世伝えることにあったのであり、その著は、平和な世の中に馴れ泥んだ人々への警鐘とも言うべき意味を持つものであったのかも知れない。

（はし　かおり）
人文社会科学研究科　地域文化論専攻
中国思想

近世・近代の伊賀地方における芝居・見世物興行の特質と変容

橋本 好史
指導教員　塚本 明

■ 猿猴庵の本『絵本駱駝具誌』（名古屋市博物館蔵）

はじめに

伊賀上野は、城下町として伊賀地方の中心地として栄えただけでなく、伊賀・大和街道沿いの宿場として賑わい、芝居・見世物の興行も盛んだったと思われる。しかし、それを直接示す資料は乏しく、伊賀地方の芝居・見世物興行の研究は、ほとんどされてこなかった。そこで本研究では、『宗國史』『永保記事略』『庁事類編』『上野町旧記目録』『天満宮八百五十歳祭事記録』の記録から芝居・見世物の記録を抽出し、伊賀での近世の芝居・見世物の興行の特質と実態を明らかにする。近代以降については、『伊勢新聞』『伊賀新聞』『三重県の劇場史』などの記事から、伊賀の芝居・見世物が近代以降にどのように変容したのかを解明したい。

Ⅰ 近世上野の芝居・見世物興行特質

伊賀上野は、近世の新しい芸能である歌舞伎や浄瑠璃芝居が興隆してきた頃から、いち早く興行されるようになった。藩の下屋敷などにも役者が招かれていた。

歌舞伎は、人心を惑わすとして幕府は興行を制限していたが、各村の神社の祭礼やお寺の御開帳に芝居や見世物の興行が許可されて、庶民の娯楽として広まった。天神祭の芝居興行は、江戸時代後期になると、「小芝居」や「小見世物」に変化している。

上野の天神祭において、歌舞伎の興行が恒例になり、特に八百五十年祭のときには、京都から大芝居を招聘している。その一座は、伊賀上野での興行を終えるとすぐに伊勢の古市芝居へ向かっている。江戸時代から上方役者たちは、伊勢歌舞伎に行く途中に伊賀地方でも興行していた。伊賀上野は、上方役者にとって伊勢や名古屋に出るまでの格好の芝居場所であった。

総動員数では江戸時代に最大規模となる駱駝の見世物が、文政10年（1827）に名古屋から関西へと移動する途中、伊賀上野でも興行された。外国の珍しい動物は神仏にも等し

く、見ることによって厄払いになるとか、疱瘡や疫病などの悪病が避けられるなど、霊験あらたかなものだとする信仰があり、駱駝の尿や毛が薬として売られたこともあった。この他に馬芝居なども興行されており、伊賀上野は上方・伊勢・名古屋などの間の、見世物の交流中継地であったことが分かる。

Ⅱ 近代上野の芝居・見世物興行

近代になると、芝居は祭礼以外でも興行できるようになり、全国各地の地方都市においても人の集まる所に常設の芝居小屋が建てられるようになった。

伊賀上野では、明治15年（1882）に「亀屋座」、明治16年「旭座」が新築され、実川勇次郎、市川白猿（江戸歌舞伎の名優市川団十郎）一座が興行している。明治24年に建てられ明治35年に出火し全焼した「菅原座」は、明治43年に「大江座」と改称して再建された。また、明治39年に「一力座」・大正8年には「広栄座」も新築された。

このように伊賀上野は、明治後期には「大江座」・「旭座」・「一力座」の3軒があって、県下でも有数の芝居の盛んな町となったのである。

明治になると、上方歌舞伎の名優たちが県内各地を巡業し、伊賀上野でも興行していた。名優と言われた十二代片岡仁左衛門（我童）や中村雁治郎も伊賀上野を始め、県内各地をよく巡業に訪れた。近代の新しい壮士芝居や新派演劇・浪曲師なども、伊賀上野で興行した後、県内各地を巡業している。

■ 大垣家文書演劇興行届

おわりに

幕府が制限していた芝居興行を藤堂藩が、興行元を任命して祭礼などで興行させていたことは、庶民の娯楽としての芝居の有用性を認めていたためと思われる。

伊賀上野では、芝居興行などに統制が厳しく、祭礼・開帳などの時にしか許可されなかったため、地芝居は発展しなかった。しかし、上方芸能の発展と密接に関係して、芝居や見世物は盛んに興行されていた実態が明らかになった。

明治に入り、常設芝居小屋が3軒も建設されるほど芝居が盛んになったことは、伊賀上野では芝居が庶民の芸能文化として受け入れられ、発展したことを証明している。芸者や若者が芝居を演ずることも近代になってからの変容で、民衆の芝居文化への参加が促された。

（はしもと よしふみ）

人文社会科学研究科　地域文化論専攻
歴史学

参考文献
[1]服部幸雄『歌舞伎の源郷　地芝居と都市の芝居小屋』、吉川弘文館、2007年
[2]守屋毅『近世藝能興行史研究』、弘文堂、1985年
[3]安田徳子『地方芝居・地芝居研究　名古屋とその周辺』、おうふう社、2009年
[4]『伊賀市史　第五巻　資料編　近世』、伊賀市、2012年
[5]『上野市史』、上野市、1961年

3世紀前後の伊賀地域の交流と役割

～受口甕とS字甕の分析を通して～

濵村 友美
指導教員　山中 章

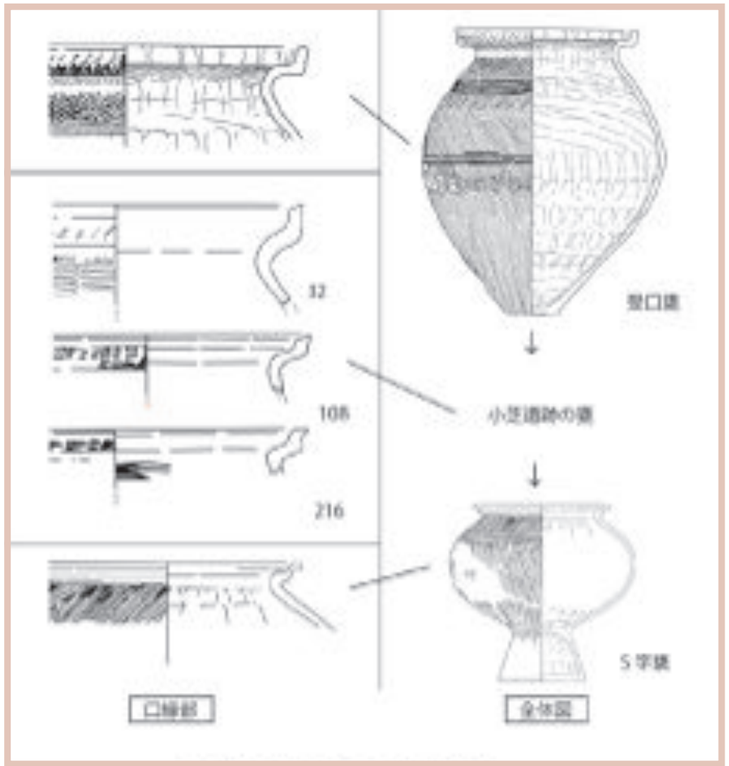

■ 図1　受付甕からＳ字甕へ変化する過程

はじめに

弥生時代後期から古墳時代初頭の伊勢湾西岸部を代表する土器の一つが「S字状口縁台付甕（以下S字甕）」と呼ばれる、口縁部がS字形を呈する土器群である。当該期の甕は煮炊きの道具として使用されたと考えられており、S字甕も同様の用途と想定され、パレススタイル壺やヒサゴ壺などと合わせて「東海系土器」と呼ばれている。

S字甕は胎土分析の結果から、中勢地域を流れる雲出川の土で作られている可能性が高いことが判明している。その出土範囲は広く東海地方に展開しており、一部は伊賀を経て大和へ、三河を経て武蔵にまで達し、各地域の土器様式に小地域差があることがわかってきている。伊賀地域は古くから畿内地域と伊勢湾沿岸地域とをつなぐ交通の結節点であったため、その活発な交流の中でS字甕も搬入されたのであろう。

一方、S字甕の祖形は受口状口縁甕（以下受口甕）であると考える説が、近年多くの研究者により唱えられている。この甕は口縁部が受口状を成している土器で、近江の琵琶湖沿岸地域で弥生時代中期に発生すると考えられている。伊賀地域からは受口甕も多く出土しており、近江地域との交流もうかがえる。

このように伊賀地域では受口甕やS字甕を通して多くの地域と交流があったことがうかがえるが、これらの土器に焦点を当てた当地域における研究は進んでいないのが現状である。そこで、本研究ではこれらの土器に注目し、伊賀地域における近江湖南地域や伊勢湾沿岸地域との交流と伊賀地域の果たした役割を明らかにすることを試みた。

伊賀地域のS字甕

一口に伊賀地域と言っても、土器様相は小地域差を見せる。柘植川・服部川を中心とする伊賀北部地域からは、受口甕及びS字甕の初期から最盛期の型式が出土する。また、S字甕と類似する型式の受口甕が出土していることも注目できる。次に、名張川を中心とする伊賀南部地域からは、S字甕の最盛期から終末期の型式が出土する。そして、木津川を中

心とする伊賀中部地域では、北部に近い地域からはS字甕初期から最盛期の型式が、南部に近い地域からは最盛期から終末期の型式が出土する。

以上の分析から、これまで解明されてこなかった受口甕からS字甕への変化の過程を解明する地域が、伊賀北部地域である可能性を掴んだのである。

小芝遺跡と地蔵僧遺跡のS字甕

受口甕からS字甕への変化の過程を解明するため、北部地域に所在し、両甕を一定量出土する小芝遺跡に注目した。この遺跡からは、両甕とともにS字甕の形に近い受口甕も多く出土している。この甕は、口縁の端部を外側に少しつまみ出している。典型的なS字甕ほど大きなつまみ出しではなく、受口甕のように直角に立ち上がっているわけでもない。この型式こそが、受口甕からS字甕へと変化し始めた時の土器と捉えた。

この型式と同様のものが、亀山市に所在する地蔵僧遺跡からも出土している。また、北勢地域の受口甕は北勢地域の土を使用して作られていることが判明している。この状況から、近江地域から土器を作る工人が伊賀北部地域と北勢地域に移動し、受口甕という近江の文化を伝えたことがうかがえる。ただし、小芝遺跡からは初源的なS字甕しか出土していないのに対し、地蔵僧遺跡からはこの型式の他にS字甕終末期のものも多く出土する。「S字甕の初源的形態を生み出した」という共通点はあるものの、その後において両地域には差が見られるのである。

S字甕の展開

広い範囲で出土するS字甕は、その多くが雲出川の土で作られている可能性が高いことが判明している。本分析結果から、S字甕の初源的形態を生み出したのは伊賀北部地域と北勢地域であるが、完成させたのは中勢地域であると捉えた。では、その後中勢地域から伊賀地域にどのようにS字甕が展開したのか。

まず、中勢地域から出土する受口甕も中勢地域の土で作られており、北勢地域同様、工人の移動により文化が伝えられたことがうかがえる。そして、他地域から出土するS字甕は雲出川の土で作られている可能性が高いという分析結果から、S字甕へと完成されて以降は「甕」が移動していることがわかる。

伊賀北部地域は、S字甕の最盛期の型式は出土するが終末期の型式はほぼ出土しないことから、初源的形態を生み出した後、中勢地域で完成されたS字甕を一度は受け入れるが、最終的にはやめてしまったことがうかがえる。その理由については本研究では言及できないが、何らかの理由があったと考えられる。

伊賀南部地域は、最盛期から終末期までS字甕を受容する。大和地域で出土するS字甕は、南部地域を通って伝播したものであろう。この地域は伊勢湾沿岸地域と大和地域との相互交流を支えた地域なのである。

そして、両地域はともに中部地域へ文化を伝播していくのである。

（はまむら　ともみ）
人文社会科学研究科　地域文化論専攻
日本考古学

■ 図2　S字甕出土遺跡の分布と波及ルート想定図

伊賀国を巡る古代王権の道
―壬申の乱・聖武行幸・斎王の道から―

脇田 大輔
指導教員　山中 章

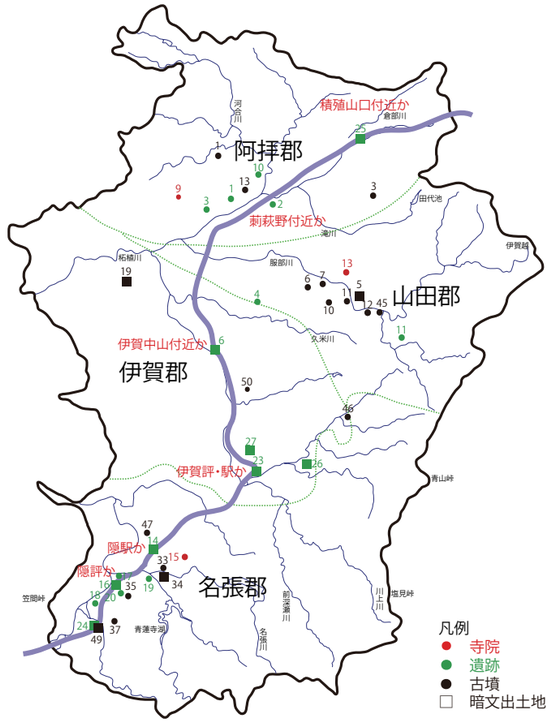

■ 図1　壬申の乱推定ルート

はじめに

伊賀市は、古代律令制下において阿拝郡・伊賀郡・山田郡の3郡に属し、名張郡を合わせた4郡で伊賀国を形成していた。西は大和国・山背国、東は伊勢国と接していたため、このような位置関係から、伊賀国は大和国・山背国と伊勢国を結ぶ結節点の役割を果たしていたものと推定できる。

このような位置付けは、古代における王権の移動ルートが実証している。伊賀国を経由した事例として壬申の乱における大海人皇子の行軍、聖武天皇の関東行幸、歴代斎王の群行または帰京が挙げられる。

本稿では、伊賀国に限定して考古学の立場から王権の移動ルートを再検討した。論証の方法は第一に、既存の推定ルートを確認しその課題についてまとめた。第二に、発掘調査によって検出された遺構の時期毎の分布を確認する。これにより各時期の伊賀国内における集落や官衙の位置関係が把握でき、施設間を結ぶ道を推定することも可能になる。仮説の設定に当たっては、律令的土器様式の指標として用いられる暗文土師器に着目し、ルート推定を行った。暗文土師器の分布は王権の畿内から地方への移動と深く関係すると考えるからである。

大海人皇子行軍ルートと暗文土師器の関係

1．壬申の乱における大海人皇子行軍

壬申の乱開戦前夜、大海人皇子は、吉野宮から東国に向かう。行軍ルートは「隠郡（評）→隠駅→横河→伊賀郡（評）→伊賀駅家→伊賀中山→荊萩野→積殖山口→大山→伊勢国鈴鹿」である。

2．飛鳥時代の暗文土師器出土分布

当該期にあたる飛鳥時代の暗文土師器は既存の推定ルート付近に分布している。遺跡間を結ぶ推定ルートは「㉔辻垣内遺跡（隠評か）－⑯黒石遺跡（隠駅か）－⑭鴻之巣遺跡－㉓沢代遺跡（伊賀評・駅か）－⑥森脇遺跡－㉕斎宮芝遺跡」を想定した（図1）。辻垣内遺跡と黒石遺跡は飛鳥時代を通して連続した型式の暗文土師器が出土する。⑭以下の遺跡につ

いても暗文土師器の出土が集中することから、各地域の中枢地と考え、上記の遺跡は『日本書紀』記載地名に重なると考える。

聖武天皇の関東行幸と伊勢斎王群行及び帰京

1・聖武天皇関東行幸

740年に聖武天皇は関東へ行幸している。『続日本紀』から、平城京－伊勢国間の地名を抽出すると「平城京→山辺郡竹谿村堀越頓宮→名張郡→伊賀郡阿保頓宮→壱志郡川口頓宮」である。

2・奈良時代の斎王の道

斎王が都から伊勢へと向かうことを「群行」と言い、任を解かれると都へ「帰京」する。755年の「孝謙天皇東大寺領施入勅」には板蝿杣の南限として「斎王上路」とある。板蝿杣は現名張市黒田の北部と推定されているので、図2・①が斎王上路であろう。「上路」という表現から「下路」の存在も想定できる。『続日本紀』によると、749年に斎王が身内の凶事によって帰京するという記事が初出する。平安時代では凶事による帰京はケガレを避けるために群行路と異なる道を用いたとされる。奈良時代には2つの道が存在したとすると、斎王の性格上、群行時は国府を経由した可能性が高い。よって「斎王下路」は図2・③の奈良時代東海道であろう。「斎王上路」は凶事帰京ルートとして用いられた道であったと解釈できる。

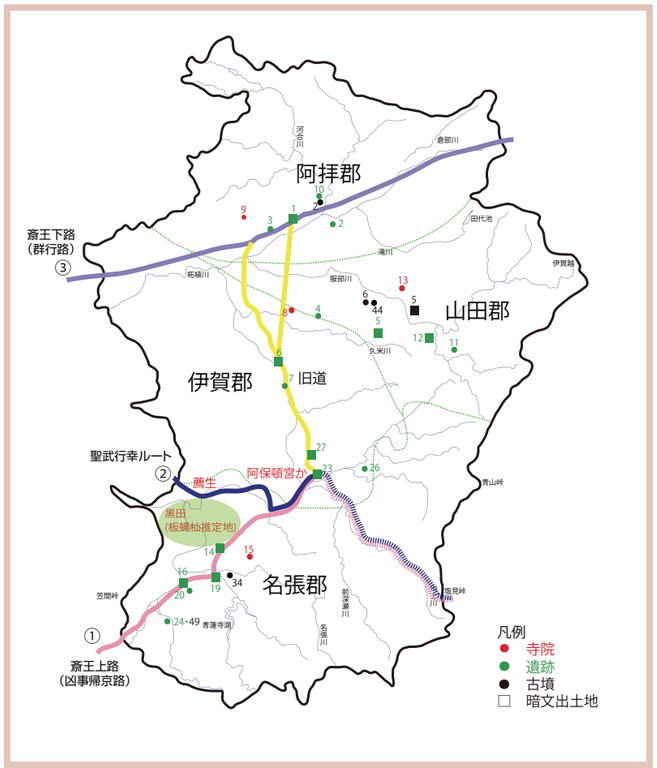

■ 図2　聖武行幸と斎王郡行及び帰京推定ルート

3・奈良時代の暗文土師器出土分布

『続日本紀』によると、聖武天皇は「都祁山道」を開し、名張郡から伊賀郡阿保頓宮を経て壱志郡川口頓宮に到る。このルートは図2・②のように「薦生付近→㉓沢代遺跡（阿保頓宮か）」と進むのが最短である。

「斎王上路」は川口頓宮から名張郡に入り、㉓沢代遺跡を西へ⑭黒石遺跡→⑲糸川橋遺跡→⑯辻垣内遺跡と進んだと考える。

おわりに

本稿では、伊賀国を「大和国・山背国と伊勢国の結節点」と位置付け、その根拠を「飛鳥・奈良時代の王権の移動」に求めた。更に暗文土師器の分布に着目することで、考古学的観点から詳細なルート推定を行った。

しかし奈良時代の王権の道に関しては文献史料からの推論が多く、暗文土師器の分布のみでルートを導くことは困難であった。今後、軒瓦など多様な遺物に着目してルートの確実性を追求していきたい。また文献史料にみられる施設が今回比定した遺跡で正しいかどうかも、個別の遺跡を詳細に分析・考察することで具体的に検討すべきであった。今後の課題としたい。

（わきただいすけ）

人文社会科学研究科　地域文化論専攻
日本考古学

参考文献
[1]山中智恵子『斎宮志』1980年10月　大和書房
[2]古代交通研究会『日本古代道路事典』2004年7月　八木書店
[3]『古代の土器1　都城の土器集成Ⅰ』1992年9月　古代の土器研究会
[4]『三重県史　資料編　考古2』2008年3月　三重県

新刊自著を語る

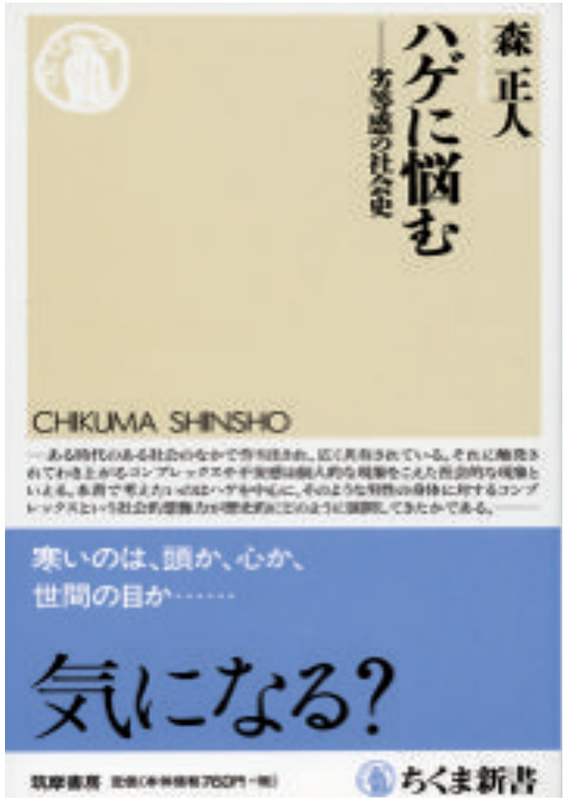

ハゲに悩む
—劣等感の社会史

筑摩書房発行　2013年

人文学部 准教授
日本地理学　森 正人

身体改善願望の正体

私たちはなぜ、自分の身体の形や機能が正常かどうか気にするのだろうか。なぜそれに劣等感を持ち、改善したいと思うのだろうか。本書はこの問題に、男性の薄毛（ハゲ）に対する劣等感の社会的展開過程を検討することで近づこうとしている。

身体は私にとってかけがえがなく、また自分が自分であるための基礎である。にもかかわらず、私たちはこの最も身近なはずの身体を本当は知らないし実際に見られない。そして、自分でそれをコントロールもできない。

私たちは身体を自ら見られないから、イメージでしか捉えられない。想像、解釈の産物の身体は、そのくせ他人に対する自己のイメージである。だから、何とか自分をよく見せたいという欲求がわき上がってくる。これが身体のコンプレックスとその改善欲求の正体ではないか。

薄毛を隠す

一九七〇年代から八〇年代にかけて開発された頭髪に関わる商品が男性の私的な髪の悩みを公共の問題にし、男性の頭部の見た目改善欲求を刺激した。

女性向けしか製造、販売されていなかったかつら店に、ひそかに訪れる男性は相当数存在した。そしてこの男性顧客のために設立されたのが男性向けかつら製造・販売店である。とくにアデランスの広告戦略に注目すると、かつら使用前、使用後の写真を示すことで、それにより見た目の劇的な改善が強調されていることが分かる。ビフォア・アフターは、他人から見た自分がどれほど改善されているのか、他人の目を通した自己の身体の確認を可能にする。

一九八〇年には化粧品会社の資生堂が「薬用不老林」を発売し、養・育毛剤ブームを巻き起こした。このときの広告ではビフォア・アフターではなく、とりわけ二〇歳代から三〇歳代の男性に対して、今ケアしなければ将来禿げるかも知れないという不安感を喚起する方法がとられた。また、自虐的なテレビコマーシャルも流され、ハゲは個人で悩むものではなく、薬店に陳列された養・育毛剤を買い求めて予防するものとなった。

身体を問う、人間を問う

ハゲの問題は、私たちの身体が決して自己の意志だけでなく、商品やイデオロギーなどと結びつきながらコントロールされることを見せてくれる。私たちは自分の身体を自分で所有していないばかりでなく、自分の意志をも実は所有していないのだ。そうすると「人間」とはいったい何なのだろうか。人間を学ぶという人文学の問いかけは、決定的な意味を持つだろう。

（もり まさと）

愛知県史 資料編24 近代1 政治・行政1

愛知県史編さん委員会 編集
愛知県発行 2013年

近代史政治行政部会調査執筆委員(本書刊行当時) 田中 亜紀子

郷土史編纂事業への憧れ

大学院生時代、多くの時間を過ごした法制史研究室の本棚には、過去に研究室で参加した和歌山県史の史料コピーが入った箱が積んであり、近現代の行政文書の読み方を学ぶ際には、その箱の史料コピーを用いたりしたものだった。また、研究会の折などに、諸先輩方から、何やら楽しそうな雰囲気を漂わせた過去の県史編さん事業についての苦労話をよく聞いたものだった。そのような経験からか、いずれどこかで職を得た時には、その土地に関係する郷土史編纂事業に参加してみたいと願っており、今回、愛知県史編纂事業に参加してみないかと打診を受けて即座に参加を決意した。

明治前期の愛知

さて、『愛知県史 資料編24 近代1 政治・行政1』は、明治四年の廃藩置県から明治二一年の市政・町村制の公布までの、愛知県の政治・行政に関する資料を紹介したものであり、愛知県の成立過程が明らかになることと、編年を重視しながらもテーマ性を加えた点に特徴がある。

以下では、各章の内容を簡単に紹介したい。まず、「第一章 藩から県へ」は、明治維新から廃藩置県に至る資料から藩から県への移行期の動きを明らかにし、「第二章 愛知県の成立」は、額田県・名古屋県・愛知県の行政に関する資料や職員録、そして士族授産を取り扱った。そして「第三章 地方制度の形成」では、中央集権化が愛知県においてはどのように展開したかを明らかにし、「第四章 成立期の愛知県政」では、初期愛知県政の課題と地方民会の実態を示す資料を掲載、「第五章 初期県会と三進法体制」では、三部経済制度の他、遊郭廃止問題や熱田築港等の初期県会の課題を具体的に示した。また、「第六章 「文明開化」と社会秩序」では、文明開化政策の他、司法制度や衛生問題における近代化の進行過程、「第七章 名古屋鎮台と初期軍事行政」では、愛知県での成立期の軍隊の問題を総合的に取り上げた。そして「第八章 自由民権運動の展開」では、愛知県における自由民権運動を多面的に描き出し、「第九章 移民政策と県民―北海道・樺太移住と北米移民」では、北海道移住や戦前の北米移民などを書簡などから具体的に描きだした。

県史編纂事業の今後

愛知県史は、他の都道府県と比べると比較的開始時期が遅く、資料編の刊行はある程度終了し、現在はその後に刊行される通史編の準備作業が行われている。地方財政にとって恵まれているとは言えない時期ではあるが、無事に全巻が刊行されることを心から願っている。

（たなか あきこ）

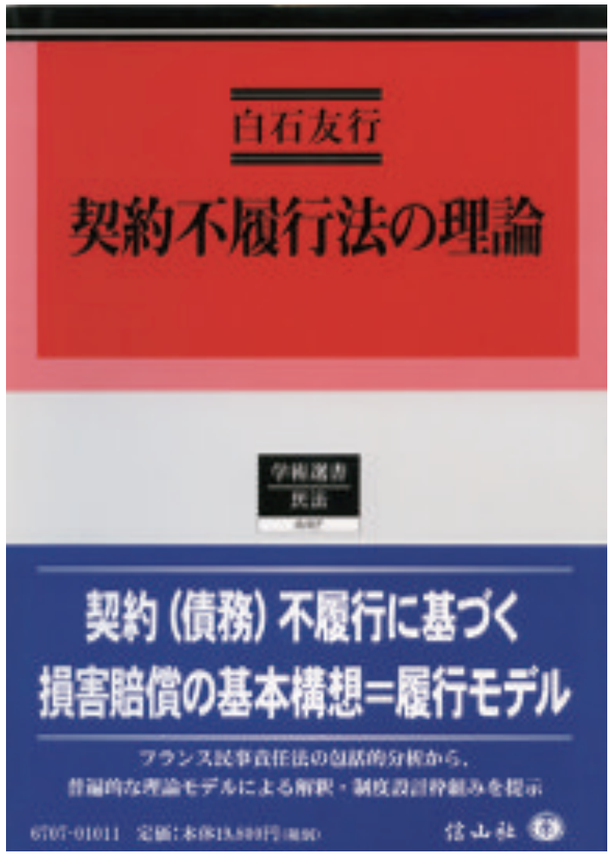

契約不履行法の理論

信山社 2013年

人文学部 准教授 白石 友行

一 大きな野心

本書は、契約不履行に基づく損害賠償について、フランス法との対比を踏まえ、履行モデル・賠償モデルという新たな分析枠組みを設定し、あるべき基本構想＝履行モデルを提示して、その解釈論・制度設計論を検討したものである。本書では、現行民法のより深い理解を促すこと、実定法の現状に十分配慮しつつ契約不履行に基づく損害賠償の理論化を試みることのみならず、進行中の民法（債権関係）改正に向けた議論にも寄与すること、また、（仮に改正が実現した場合には）改正後にも通用しうる普遍的なモデルを構築することが目指されている。この意味で、本書は、大きな野心を持った基礎研究である。そして、本書の研究は、契約不履行法の構造、体系、展開という後続の三部作へと連なることが予定されている。著者の野心は、本書以上に大きいと言えるのかもしれない。野心ばかりが大きくて内容を伴っていなければ仕方がないと指摘されそうな気もするが、既存の学問的蓄積の上に何か新しいことを付け加えようとする情熱は、研究書にとって必要不可欠の前提である（と自分に言い聞かせて過ごしている）。もちろん、本書が持つ学術的価値の評価は読者の判断に委ねるしかないのだが…

二 大きな思い

本書は、研究書としては類を見ない程に大部である。頁数は九〇〇頁余り、字数は約一三〇万字に及び、これをなんとか一書にまとめるため、行間や余白部分をかなり狭くしてある。また、膨大な数の脚注も付けられている。これらは、著者の契約不履行法研究、民法研究への大きな思いの現れである（と著者はポジティブに解釈し、本書は単なる自己満足ではないと言い張っている！）。本書は、著者の二〇代における研究の総括であると同時に、今後の研究の礎となる（はずの）ものである。だからこそ、こうした読者にとって実に苛酷な（？）図書を刊行する機会を与えていただいた信山社と、本書を手にとって読んでくれた方々に対しては、いや、本書に少しでも関心を寄せてくれた方々も含めて、感謝の言葉しか見つからない（本当にありがとうございます）。本書に学術的な価値があると信じ、かつ、著者の大きな思いが空回りしていないと願いながら、今後も研究を続けていきたいと考えている。そして、今度は、読者にとって優しく愛に満ち溢れた（学生には違うと怒られそうだが、著者のゼミのように！）民法についての図書も刊行してみたいと心から思っている。

（しらいし ともゆき）

三重の歴史と風景

伊勢・伊賀国と大仏建立

山中 章

■ 東大寺に木材を供給した伊賀の杣（上：板蝿杣遠景 下：玉滝杣遠望）

大仏建立と伊勢国

『続日本紀』によれば、大仏（盧舎那仏）は当初、天平十六年（七四四）「十一月壬申。甲賀寺始建盧舎那佛像體骨柱。」と、紫香楽宮（甲賀宮）の一角、甲賀寺で建立が始められた。しかし、天平十八年（七四六）十月には、「天皇。太上天皇。皇后行幸金鍾寺。燃燈供養盧舎那佛。」と、金鍾寺（東大寺前身寺院）において原型ができあがり、翌年には鋳造が開始されたとされる。天平十七年九月の平城京への還都に伴い、建立地が変更されたのである。

『東大寺要録』に遺された「大仏殿碑文」によると、大仏の鋳造・鍍金には「熟銅七十三万九千五百六十斤、練金一万四百三十六両、水銀五万八千六百二十両」が用いられ、「三箇年八ヶ度」、つまり、八層に分けて三年弱の年月をかけて鋳造し終わったという。

大仏の鍍金

しかしこの時点で大仏には黄金の輝きはなかった。鍍金が必要だったのである。当時日本では金は自給できず、主に朝鮮半島や中国からの輸入によっていたが、聖武天皇の命を受けて探索に入った百済王敬福は天平勝宝元年（七四九）、陸奥国小田郡にて金九百両を得て献上した。

一方水銀は、『続日本紀』文武二年（六九八）九月条に「伊勢國朱沙雄黄」、『続日本紀』和銅六年（七一三）五月条に「伊勢水銀」とある他、『延喜式』民部省交易雑物条には、「伊勢国水銀四百斤」とあるように、伊勢国が律令国家における水銀貢進国として最重要国に位置づけられていた。

当時水銀は鍍金に不可欠な溶剤であった。金と水銀を混ぜるとアマルガム状になる。これを鋳造された大仏の表面に塗布し、高熱で熱して水銀を気化させると金が定着するのである。

金一に対して水銀約五、六の割合で用いられた。

小林行雄の研究によれば、八世紀の鍍金に要した金と水銀の比率は概ね一対五前後だったという（小林行雄『古代の技術』塙書房一九六二年）から、当時の平均的比率で鍍金されたのである。

大仏は伊勢の水銀無くして光り輝くことはなかった。

大仏殿建立と伊賀国

大仏は東大寺の本尊である。本尊を納めるのが金堂（大仏殿）である。桁行（東西長）五十m、梁間（南北幅）五十m、高さ五十mの巨大な大仏殿を建立するために太くて長い木材が大量に必要であった。

大仏殿建立を指揮したのが伊賀出身の大工・猪名部百世である。『東大寺要録』によると、延暦二十年（八〇一）、背後の傷みの進む大仏の補修のために僧実忠は「伊賀杣」から材木を調達してこれに当たったとする。大仏殿補修のために伊賀が木材供給地として利用されたのである。伊賀杣がどこにあったかについては不詳であるが、後に知られる阿拝郡の玉滝杣と名張郡の板蝿杣がこれに当たるのであろう。

東大寺は伊賀・伊勢の資源無くして完成しなかったのである。

水銀の生産地

では水銀は伊勢国のどこから産出されたのであろうか。平安時代末の説話集『今昔物語集』によると、伊勢国に水銀座が設けられていたという。また、伊勢国飯高郡丹生郷に相当する旧勢和村には十六世紀頃営まれていた水銀の精錬跡である若宮遺跡や多気町の丸山口水銀採掘坑跡群が確認されており、有力な比定地である。

但し、伊勢国内には数多くの「丹生」地名があり、特に員弁郡旧北勢町に所在する治田鉱山は丹生川の支流・青川上流に位置する。

十七世紀初め、本多忠刻に嫁いだ千姫には化粧料として治田鉱山の銀が与えられたという。現在も鉱山跡に入ると往時の採掘坑である間歩跡を確認できるが、随所に水銀鉱石である辰砂の路頭を見ることもできる。

大仏鍍金には五万八千両にのぼる水銀が必要とされた。伊勢国西側に広がる山間部全体から辰砂が採掘され水銀が生産され、大仏の鍍金に用いられたのではなかろうか。

資源国としての伊勢・伊賀

現代社会では、水銀はその毒性故に日用品として使用されることはほとんどない。しかし、近世には伊勢白粉の原料として珍重され、古代には薬剤として用いられたことすら知られている。伊勢といえば伊勢神宮、伊賀といえば伊賀忍者が今日のイメージであるが、近世までは、銀、銅、水銀などの鉱物資源や寺院建築に欠かせない木材を産出する資源国として認識されていたのである。

（やまなか あきら）
三重大学 名誉教授

■ 治田鉱山の踏査　左上：青川を渡って鉱山へ　右上：明治の政商五代友厚の娘アイが掘らせた隧道
左中：銅採掘坑 大通洞坑の中から外を見る　右中：日之丘稲荷　左下：鉱山一体に点在する辰砂
右下：稲荷周辺に残る精錬炉

保育はだれのため？

上井 長十

契約を結んだからにはそれに拘束されるというのが取引法の原則である。その例外として事情変更の原則というルールも認めるが、その運用は厳格である。私は２００５年４月に三重大学に赴任し現在に至っている。着任当時、まさか東京と津とを毎週往復する生活が待っているとは予見できるはずもなく、まして待機児童問題で戦々恐々とし、それに関連したことで怒りを抱くであろうこともである。

我が子は、今春から運よく目黒区の公設公営認可保育園に通っている。しかし3年後に民設民営の保育園に生まれ変わるという案が現実味を帯び、そうなると3年後からは新設の園児として卒園まで生活することになる。区の財政的な事情と待機児童問題の解消のため※1の苦渋の選択であると区は説明した。目黒区は現存する他園も順次民営化を進めていくとのことである。息子の園については建物の老朽化もあって運悪く今回の民営化の対象となったようである。区としては公営園を減らし、民営園を増やす形で待機児童問題に対処するつもりのようである。保育者は変わろうとも継続して保育が受けられるのだから納得してくれ、ということのようだが、そうはいかないのが保護者サイドの想いである。

保育園民営化に対しては、主に、地域に根ざした保育の消滅、保育園の継続性に対する不安、保育士の労働条件悪化による保育の質の低下、といったことが一般的に問題となっている。私の場合、そのような不安もさることながら、そもそも在園の途中で園を廃止してしまうという施策に対して大きな衝撃を受けた。息子の園選びに際して、同じ地域内においても園ごとに保育方針や内容というものがかなり異なっていることを知った。申込みにあたり、近隣の保育園に足繁く通い吟味し、信頼のおける園への入園が叶った矢先のことだけに非常に残念である。このような措置は、理由も分からずに保育士や保育内容が変わってしまうことにより子供が受けるであろう精神的負担を軽視するものであるように思う。歴代政府の愚策に悴が付き合わされると思うと怒りがこみ上げてくる。

在園中途での公立園廃止については、全国で少なからずこれを問題視し、裁判にまで発展するケースがあるようだ。条例の法的性質や、救済方法のあり方、行政の裁量権逸脱の有無といったところが主な争点となっている※2。個々の裁判例について詳細に検討したわけでもなく、事例ごとの特殊性もあるとは思うが、総じて司法判断に委ねても判断は微妙なものになりそうである。平成21年の最高裁判決※3では、児童福祉法24条※4で定める行政の保育実施義務について、「女性の社会進出や就労形態の多様化に伴って、乳児保育や保育時間の延長を始めとする多様なサービスの提供が必要となった状況を踏まえ、その保育所の受入れ能力がある限り、希望どおりの入所を図らなければならないこととして、保護者の選択を制度上保障したもの」であるとし、「特定の保育所で現に保育を受けている児童及びその保護者は、保育の実施期間が満了するまでの間は当該保育所における保育を受けることを期待し得る法的地位を有するものということができる」と宣言している。

その一方で、行政の裁量範囲については、たとえば、行政が「その有する裁量によって本件保育所を廃止することがあり得ることは、本件保育所の公の施設としての性格からくる制約として、同控訴人ら（＝保護者）と被控訴人（＝自治体）との間の保育所利用契約においても前提とされていたと解するのが、当事者間の合理的意思に合致するものというべきであ」り、保護者らは、「同保育所利用契約に基づき、本件保育所が存続する限りとの条件付きで、同控訴人らの監護に係る児童らが就学するまでの間、本件保育所において保育を受ける権利を有」するとの高裁判断※5がある。

保育と教育とは密接な関係にあり、良質な保育というのは、子供、保育園、保護者間の信頼関係により形成されてくるものであると、我が子の成長を見て実感する。財源的な問題や待機児童問題への行政の対応が後手後手であり、その尻ぬぐいを子供にさせることを認める高裁の判断には、保護者として到底納得できるものではない※6。この問題に私人間の取引規範を単純に持ち込めるのであるならば、予見可能性はあったはずだ、と声高に訴えたいところである…。

※1　2012年8月に公布された子ども・子育て関連法に対しては、行政の責任において保育を実施するという根本理念が歪められるとの批判があり、同法のもとでは民営化や公立園の廃止が加速されるとの懸念がある。同法成立過程および同法に関する諸問題については、伊藤周平『保育制度改革と児童福祉法のゆくえ』（かもがわ出版、2010年）、同『子供・子育て支援法と保育のゆくえ』（かもがわ出版、2013年）、近藤幹生『保育園「改革」のゆくえ』（岩波ブックレット、2010年）など参照。

※2　この種の裁判例に対する評釈は多数あるが、さしあたり、古田孝夫「判解」法曹時報64巻3号201以下、豊島明子「判批」季刊教育法・164号90頁以下、草野功一「判批」判例地方自治284号83頁、などを挙げておく。

※3　最高裁平成21年11月26日判決・民集63巻9号2124頁。

※4　1997年の児童福祉法改正による措置から選択利用方式への転換ということが、必ずしもこのような判断に結びつくものではないという考察がある。

※5　大阪高判平成18年4月20日判決・判例地方自治282号55頁、上告棄却。代替措置の内容の適法性、保育事業にかかる経費削減の要請といったことを理由に裁量の逸脱はないと判断した。本件の評釈として古畑淳「市町村立保育所の廃止・民営化」賃金と社会保障1501号4頁、を参照。

※6　在園中途での廃園については、当該保育所で保育を受ける権利（保護者の権利）を侵害する疑いが強いとするものとして、田村和之「公立保育所の「民営化」」賃金と社会保障1334号24頁。

その他の参考文献

内田貴『制度的契約論―民営化と契約』（羽鳥書店、2010年）
堀勝洋『福祉改革の戦略的課題』（中央法規、昭和62年）

（うえい たけと）
人文学部 准教授
民法・財産法

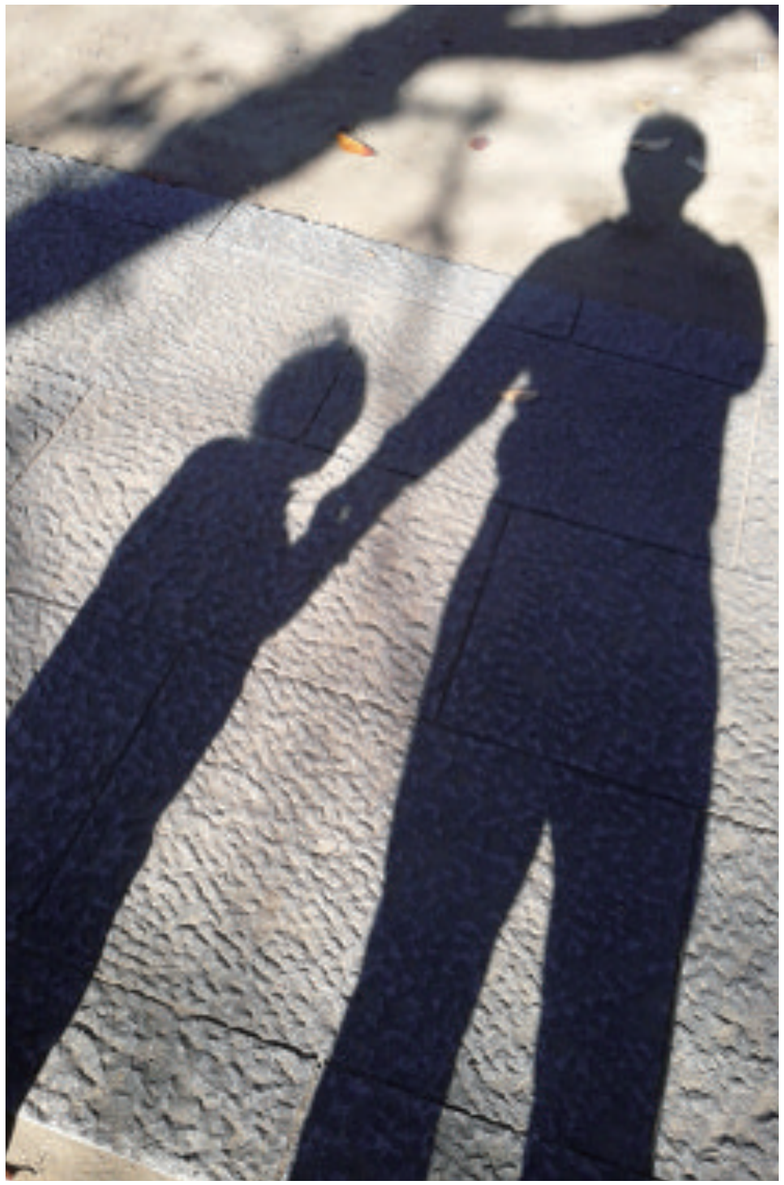

■ 祐天寺境内で紅葉を楽しむ父と子

中国・河西回廊の自然と遺跡

髙村 武幸

■ 整備された遺跡公園（鎖陽城）

はじめに

二〇一三年八月一八日～九月一日の間、三菱財団人文科学研究助成「周縁領域からみた秦漢帝国の総合的研究」の一環として、中国甘粛省西部を調査した。主な目的は、当地に多数残存する紀元前二世紀～紀元八世紀ごろの城郭・都市遺跡の立地条件を考察することである。ここはかつて歴史上の交易路「シルクロード」、その中でも乾燥地域に存在していた「オアシスの道」の東端で、中国古代の漢（前２０６～２２０）以来、歴代王朝の西北周縁領域として戦略的に重要な意味を持った。史上「河西回廊」として名高い地域である。

豊かな生産力を持つ河西回廊

シルクロードというと、乾燥した地域に湧水が命綱のオアシスの町が点々とあり、隊商が行きかう、というイメージが思い浮かぶが、河西回廊では南方の祁連山脈から大量の雪解け水が多くの河川として流れ込み、その付近に内地からの移住者を中心とする都市が形成されていた。二千年前の漢帝国はこの地域に多くの軍団駐屯地を設けたが、駐屯軍はこの東西に連なる移民都市群を守ることで、交易路をも守っていたのである。こうした河西回廊の都市を支えるため、漢代では絶えず内地からの物資補給があったとされる。しかし陸運に頼らざるを得ないこの地の交通事情を考えると、それでは必要な物資が賄いきれるはずもない。現地の農業・牧畜生産に頼る部分も大きかったのではないか？今回の調査目的の一つはその疑問の解消であった。果たして、漢時代以来の都市遺跡付近に行くと、遺跡が広い畑や森林（それらの痕跡含む）の付近に存在する事例が少なからず見受けられ、都市周辺の農業生産力は低く見積もれないことがわかった。

交易より農業牧畜の河西回廊

実は、祁連山脈の雪解け水はかなりの規模の耕作地をもうるおし、例えば張掖という街などは「金張掖」と称されたほどの生産力を誇る。また元来遊牧民の住地だっただけあって牧畜も盛んで、この地の畜産は歴史書『漢書』に「為天下饒」（天下の富なのである）と謳われた。とすれば、古代河西回廊の住民の主な生業は農業と牧畜だったと考えざるを得ない。古代のシルクロードを通り東のかた中国に運ばれた品は、玉をはじめとする高価な贅沢品が主で、豊かな地域とはいえ王侯や豪族でもない一般民衆が簡単に入手・売買できるものではない。華やかな東西交易路沿いに住んだ人々の多くは、交易にも交易品にもあまり直接的な関わりを持たずに、意外と質朴に、畑と家畜とともに暮らしていたようである。

進む遺跡の保護と整備

さて、その河西回廊に存在する、万里の長城や玉門関をはじめとする有名な遺跡は、シルクロード関連の世界遺産登録に向けて、急ピッチの整備進行中である。敦煌の小方盤遺跡を例に取ると、筆者らが二〇〇九年に訪れた時は遺跡のごく近くまで見学できたが、今回は、見学ルートが設定されて外れることは許されず、近くの馬圏湾遺跡は金網などで保護処置がされていた。他に整備中で見学できない遺跡もあった。その遺跡は二〇〇九年にも道に迷って見られなかった懸泉置遺跡で、またも見られず、参加者一同、無情な金網の前で、風砂に霞む遺跡を遙か彼方に望見し、悲憤慷慨しきりであった。

こうした整備は、遺跡に近寄れないという点で残念なこともあるが、遺跡を保護し末永く見学・研究できるようになる点は歓迎される。中国の関係者の努力に敬意を表したい。

遺跡整備の諸問題

ただ、遺跡整備に世界遺産関連の思惑、はっきりいえば遺跡の観光資源化という目的も加わるためか、首をかしげる点もあった。先に述べた小方盤遺跡は、史上有名な関所「玉門関」の遺跡であるとする説が有力だが、慎重な意見もあるにもかかわらず、「玉門関の遺跡」と決まったかのような表示が目立った。当該遺跡がシルクロードの出入口「玉門関」でなければ集客力が落ちるから、であろうか。また、遺跡の現状そのままを保存するのではなく、修復を施したり推測による復元をした遺跡も多かったが、その修復などが往時の姿に近づける配慮に欠けているようにも見受けられるところがあった。こうした問題は日本でも同様であろうが、遺跡の有効利用を追求するあまり、遺跡の本物だけが持つ価値を損ねては本末転倒であろう。遺跡は一度修復や整備に失敗してしまうと取り返しがつかないこともある。河西回廊の遺跡群の整備の成否は、中国の文化・観光政策の手腕とバランス感覚の良否を世界中からの観光客に示す指標となるであろう。古代のシルクロードという歴史・考古学的な関心ばかりではなく、現代中国をみるための生きた史料として、河西回廊を今後とも注視し続けたい。

■ 農作物に埋もれる古代遺跡

（たかむら たけゆき）
文化学科

三重大学人文学部 30周年記念事業

三重大学人文学部は一九八三年に設置され、今年度に三〇周年を迎えました。学部ではこれを記念して、「地域とつながる・地域を発信する――地域・卒業生と考える人文学部の役割」と題して、一一月三〇日に人文校舎と三翠ホールを中心に記念企画を行いました。これまでの七千名を超える卒業生はもちろん、広く県下の高等学校、大学や自治体、企業などの方々、名誉教授や退職された先生方も含めて、六〇〇人以上の方々が参加して下さいました。

具体的な企画内容は次ページの表に詳しいのですが、個別企画では、学部のこれまでの足跡を振り返ることをテーマに、教員の講演、研究紹介ポスターや著書の展示、また自治体職員や弁護士、学芸員や図書館司書の卒業生の方々、そして地域の方々の協力をいただいて、在学生や留学生との活発な意見交換が行われました。

中心企画は「地域・卒業生と考える人文学部の課題」をテーマにした全体シンポジウムで、辻上浩司・伊賀市副市長と高橋美帆・ＺＴＶアナウンサーの二人の卒業生による司会のもと、地域の方々や卒業生、フロアからの多角的な問題提起があり、また鈴木英敬・三重県知事からのビデオメッセージ、さらにサプライズとしてよさこいグループ極津や三重大学応援団のパフォーマンスもありました。

本学部准教授である岩崎恭彦・本廣陽子による司会で行われた最後の記念交流会では、内田淳正・三重大学学長から祝辞をいただき、伊藤達雄・人文学部初代学部長による乾杯の際には創設前後の貴重な裏話を伺えたほか、卒業生の方々にも近況報告や人文学部への期待を語っていただきました。そして目崎茂和・名誉教授による三本締めで名残惜しみながらのお開きとなりました。

当日の企画に向けては、人文学部同窓会には、フェイスブックを開設して全世界に呼びかけていただいた上に、会場では交流サロンとして一〇ものブースを展開していただき、多方面で活躍するたくさんの卒業生の姿に接することができました。大学院でも、社会人院生として学んだ方々を中心に結集して下さり、今後の同窓会活動の礎を作ることができました。教員を囲んでの同窓会等も開催され、参加した方々はそれぞれ懐かしいひとときを過ごせたのではないかと思います。ご協力いただいた皆さんすべてに改めて感謝申し上げますと共に、人文学部に寄せられる期待にこれからも精一杯応えていかなければと認識を新たにした一日でした。

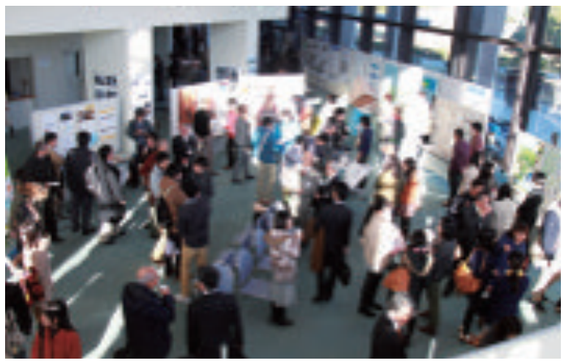

三重大学人文学部30周年記念企画

地域とつながる・地域を発信する －地域・卒業生と考える人文学部の役割－

全体シンポジウム「地域・卒業生と考える人文学部の課題」

司会	辻上浩司氏	（伊賀市副市長）
	高橋美帆氏	（ＺＴＶアナウンサー）
挨拶	鈴木英敬氏	（三重県知事）
発表者	樹神成	（三重大学人文学部長）
	上島憲氏	（株式会社ネイベル社長）
	中谷文弘氏	（宇治山田高等学校校長）
	桜井敬人氏	（くじらの博物館学芸員）
	増田芳則氏	（津市市役所職員）

個別企画「人文学部からの発信・人文学部での出会い」

1	シンポジウム	**文化を育む仕事－博物館や図書館で活躍する卒業生**	
	責任者	遠山敦	（文化学科教授）
	発表者	田中弘志氏	（岐阜県関市教育委員会文化財保護センター）
		石橋茂登氏	（奈良文化財研究所）
		中川清裕氏	（三重県立図書館企画総務課）
		東出善史子氏	（京都大学附属図書館）
2	シンポジウム	**世界の若者が見る日本**	
	責任者	吉田悦子	（文化学科教授）
	発表者	ベラルンゲ河野紀子氏	（リール第3人文社会科学大学日本語学科准教授）
		安井裕雄氏	（三菱一号館美術館）
		稲垣淑子氏	（株）エアウィーブ
		人文学部在籍留学生のみなさん	
3	シンポジウム	**求められる「自治体職員像」と大学教育**	
	責任者	岩崎恭彦	（法律経済学科准教授）
		安食和宏	（文化学科教授）
	発表者	若山幸則氏	（松阪市役所）
		佐宗満氏	（三重県庁）
		藤井徹氏	（兵庫県姫路市役所）
		東山尚之氏	（松阪市役所）
4	講演会	**日本の社会保障～30年前・30年後を考える**	
		和田康紀	（法律経済学科准教授・前厚生労働省企画官）
5	シンポジウム	**先輩法曹と語ろう**	
	責任者	上井長十	（法律経済学科准教授）
	発表者	平田佐織氏	（弁護士）
		佐藤大和氏	（弁護士）
		高橋真子氏	（司法修習生）
6	調査報告会	**三重の地域を善くしたいと頑張る企業・NPOの活動－学生による取材・調査の報告**	
	責任者	青木雅生	（法律経済学科准教授）
	発表者	経営学総論演習（青木ゼミ）ゼミ生2～4年生を中心とした学生	
		高山功平氏	（リブロ株式会社地域活性化推進室）
		川端賢一氏	（三重県環境生活部男女共同参画・NPO課NPO班主査）
		米山哲司氏	（特定非営利活動法人Mブリッジ理事長）
7	シンポジウム	**大学院で「学び直す」**	
	責任者	前田定孝	（法律経済学科准教授）
8	ポスターセッション	**人文学部 －研究の現在**	
	責任者	小田敦子	（文化学科教授）

「三重大学人文学部30周年記念交流会」

平田オリザ氏による演劇ワークショップおよび講演会の報告

三重大学人文学部 准教授
吉丸雄哉

平成二十五年十二月四日に、劇作家・演出家・大阪大学コミュニケーションデザインセンター教授の平田オリザ氏の指導による「演劇を用いたコミュニケーションワークショップ」と、同氏の講演会「わかりあえないことから　～コミュニケーション能力とは何か～」が開催された。三重大学人文学部三十周年記念事業のひとつであり、三重大学人文学部と三重県文化会館の共催であった。文化庁の助成（平成二十五年度文化庁地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ）をうけている。また、同年九月に三重大学と三重県が、全国に先駆けて「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（通称「劇場法」）に則って「実演芸術の振興等にかかる連携に関する協定」を締結した、その記念事業という意味合いもあった。

■ 講演会「わかりあえないことから　～コミュニケーション能力とは何か～」

演劇ワークショップは、三重大学の三翠ホール小ホールで、二時間半行われた。本学の学生および教職員、合わせて三十四人が参加したほか、本学の学生・教職員や三重県内の学校教員・演劇関係者が七十名ほど見学した。

演劇ワークショップは、ことばとからだの両方をつかったミニゲームを通して、コミュニケーション能力を高めるものである。もとは役者の表現力の向上をはかるため演劇の世界で用いられた手法であったが、一般的なコミュニケーション能力を高める教育に転用され、その効果が注目を浴びている。本学では共通教育「演劇入門」の授業で六時間の演劇ワークショップが体験可能である。

講演会は、三翠ホール大ホールで行なわれ、参加者は本学の学生と教職員のほか、学外の参加者とあわせて四百人ほどであった。平田氏は、そもそもコミュニケーション能力とはどのようなものなのか、対象や場面によって求められるコミュニケーション能力が違い、それを切り分けて教えていく必要があることを一時間半にわたってわかりやすく説明した。講演後の質疑応答では、会場から多くの手があがり、コミュニケーション能力への関心の高さがうかがわれた。「4つの力」のひとつに「コミュニケーション力」を掲げる三重大学にとって、ふさわしい講演会だったといえよう。

（よしまる　かつや）

■「演劇を用いたコミュニケーションワークショップ」実施風景

三重大学人文学部「公開ゼミ」報告

三重大学人文学部は、文学・哲学・歴史学・言語学・文化人類学・社会学等からなる文化学科と、法学・経済学・政治学・経営学からなる法律経済学科とからなっています。このような多彩な領域をもつ点が、人文学部の特色のひとつです。そして、この特徴を生かした事業の一つが、市民のみなさまを対象に開講している公開ゼミです。

今年度は、伊賀連携フィールドなど、人文学部が実施する他の地域連携事業との兼ね合いから、開講できたゼミ数が例年よりも少なくなりました。例年は十数ゼミを開講できているところ、今年開講できたのは8つのゼミでした。しかし、全体で２３８名の市民のみなさまにご参加いただきました。受講を申し込まれた方が全部で２５８名でしたので、参加率の高さから、この公開ゼミをみなさまが楽しみにして下さっていることがうかがえ、たいへん喜ばしく思います。

大学が実施する市民向けの講義は数多ありますが、三重大学人文学部の公開ゼミは、少人数のゼミ（演習）形式で開講することを特徴としています。例外はありますが、原則は２０人以下の受講者で開講することになっています。そのため、受講希望者が定員を超えた時には、後からお申し込みいただいた方にご迷惑をおかけすることがあります。しかし、少人数のゼミ形式であるからこそ、ご参加いただいた市民のみなさま同士、そしてまた参加者と担当教員との間で、活発な議論を交わすことができます。人文学部の公開ゼミには、毎年繰り返し受講してくださっている方が多くいらっしゃいますが、こういう点を魅力に感じて下さっているのかと推測しています。

公開ゼミは、人文学部教員のボランティアで実施していますので、開講時間が不便であるや開講するゼミ数が少ないなどいろいろと行き届かないところもありますが、大学のもつ資源の地域への還元のひとつとして、可能な限り実施していきます。今後も多くの方のご参加をお待ちしています。

代表者	共同実施者	テーマ	開始希望日	時間帯	人数制限	概要
赤岩 隆（文化学科・教授）		『宝島』入門	9月10日(火) 9月17日(火) 9月24日(火)	10:30 ～ 12:00	なし	イギリス小説の古典であるスティーヴンソンの『宝島』を読み、児童文学・少年小説というものについて、当時の時代的な背景や日本との関係から考える。
和田 康紀（法律経済学科・准教授）		日本の社会保障を考える ～医療、介護を中心に～	9月 11日(水) 9月18日(水) 9月25日(水)	19:00 ～ 20:30	あり	我が国社会経済の変化に伴い、社会保障にどのような問題が生じているのでしょうか。このゼミでは、医療、介護を中心に、社会保障の現状、課題等を解説するとともに、皆さんとともに対応の方向性を探っていきたいと思います。
杉崎 鉱司（文化学科・教授）		英文法を科学する！？	10月 1日(火) 10月 8日(火) 10月15日(火)	16:20 ～ 17:50	なし	英語にはたくさんの「謎」が隠れています。例えば、Ken likes apples.の否定文はKen does not like apples.ですが、なぜdoesが出てくるのでしょうか？このゼミでは、英語の簡単な現象を取り上げ、「言語学」による科学的な説明を分かりやすく解説します。（昨年度の同ゼミの内容と重複があります。）
澤田 治（文化学科・准教授）	**吉田 悦子**（文化学科・教授）	ことばの意味と コミュニケーション	10月 1日(火) 10月 8日(火) 10月15日(火)	10:30 ～ 12:00	なし	日頃何気なく話している私たちのことばには、実は多くの「謎」が潜んでいます。その謎を解明するのが言語学です。日本語や英語の文の意味と解釈、現実のコミュニケーションにおける機能やしくみについて一緒に探っていきましょう！
山中 章（文化学科・名誉教授）		フェニキア都市から ローマ都市へ ～地中海沿岸部に展開した古代都市文明を探る～	10月23日(水) 10月30日(水) 11月 6日(水)	14:40 ～ 16:10	なし	今から三千年ほど前、地中海沿岸部には海上交易を制したフェニキア人たちの都市遺跡が点在していました。港を中心施設とする商業都市でした。ところが紀元前二世紀頃からローマ人達はこれらを制して帝国を支える植民都市を建設します。実務的な商業・港湾都市から政治的な都市へ、二つの遺跡群は都市の果たす役割を見事に示してくれます。地中海に展開した古代都市遺跡を通して、その文化の違いを学ぶと共に都市とは何かを考えてみます。
立川 陽仁（文化学科・准教授）	**石井 眞夫**（文化学科・名誉教授） **北川 眞也**（文化学科・准教授）	歓待について考える	11月 5日(火) 11月12日(火) 11月19日(火)	19:00 ～ 20:30	なし	本ゼミでは、「歓待」というアイディアに立脚して、様々な人々の間の文化的・社会的なかかわり合いを考えてみます。特には、アメリカ、オセアニア、ヨーロッパにおける歓待の例から考えます。
藤本 久司（文化学科・教授）		文化の違いと コミュニケーション	11月22日(金) 11月29日(金) 12月 6日(金)	13:00 ～ 14:30	なし	異文化間では、言葉の壁を超えた上で、文化背景によるコミュニケーションスタイルの違いを理解することが一層重要になります。現在の民族間の対立は、交流が深まったことでむしろ顕在化したノンバーバルなギャップによるものが多いと考えられます。本講座ではこうしたギャップについての諸説を整理し考えます。
前田 定孝（法律経済学科・准教授）		災害時の国、自治体、 住民・ボランティアの 役割と法	11月25日(月) 12月 2日(月) 12月 9日(月)	19:00 ～ 20:30	なし	東北地方太平洋沖地震から2年余。三重県でも、きたるべき南海トラフ型大地震・津波への対応が求められる。今回は、公用負担等を中心に、住民・ボランティア等の災害時のとりくみに際しての国や自治体の責任の負い方について考える。

三重の文化・社会・自然

TRIO Vol.15

三重大学大学院人文社会科学研究科　地域交流誌　［トリオ］

発行日　2014年3月14日
編集兼発行者　樹神成
編集委員　湯浅陽子・田中亜紀子・伊藤睦・吉丸雄哉
発行所　三重大学大学院人文社会科学研究科
〒514-8507　三重県津市栗真町屋町1577
TEL：(059) 231-9195（総務担当）
URL：http://www.human.mie-u.ac.jp/chiiki/trio/
E-mail：hum-somu@ab.mie-u.ac.jp
写真　表紙：旧小田小学校本館
雑感：階段／撮影：服部範子（人文学部教授・英語学）
制作　株式会社コミュニケーションサービス

TRIO協賛企業

三重大学人文学部「TRIO」を応援しています。

Communication Service Co.,Ltd.
ALL AD. CREATION

■編集後記

TRIO15号をお届けいたします。今号の特集では、三重県・三重大学間の実演芸術の分野における協力・連携協定締結を記念し、三重県の劇場を取りあげました。鼎談では、三重県の劇場・演劇をめぐる状況、および大学教育とのコラボレーションの可能性について興味深い対談をしていただきました。そのなかでは、三重県はこと演劇に関しては、他県に比してとても恵まれた環境にあることが指摘されています。また、様々の視点から三重県の劇場・演劇について考察した数多くの文章を寄せていただきました。この特集が、小誌の読者の皆様が実際の公演の場へ足を運ばれ、生の演劇のおもしろさに触れていただくきっかけになることを願います。末筆ではございますが、鼎談にご参加いただいた方々、また数多くの興味深い文章をお寄せいただいた方々に、厚く御礼申し上げます。（Y）

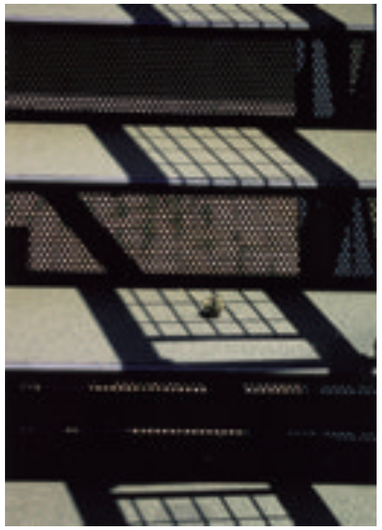

『階段／服部範子』

雑感

「地域という生き物」　後藤 基

「この街には良いところがいっぱいありますよ。歴史や文化的なものも沢山あって、観光でいけると思います」。この街をどう活性化させていけばよいか、との私の問いに老舗の主人は答えた。

近年、地域の経営や地域の再興に関わる課題に触れることが多くなった。地域の活性化策は、国が主導する大規模小売店舗法、まちづくり三法を経て、現在は中心市街地活性化法となって、第三ステージを迎えている。平成18年8月から施行されている第三ステージの活性化法に基づく第一期の計画期間が平成23年に終了した。法による活性化支援は手上げ、採択方法によるものであるが、全国１１０市町・１１３地区が認定されている。

しかし、第一期計画が終了した14の計画のうち、目標を達成した市町・地区は32％であった。それ程に、地方・地域の活性化方は厳しい。かつて高度成長のもとで様々な生活必需品を手に入れ、80年代には豊かな国民となった私たち。車を利用するライフスタイルの定着、拡大・分散する郊外型の大型店舗と商業施設。これまで中心市街地は、城下町、宿場町や鉄道駅を中心として形成され「まちの核」は形成しやすかった。時代は一転した。これまでの中心市街地の内部は、スーパーや病院などの閉鎖・移転をきっかけとして、連鎖的に影響が及んでいる。「空き店舗・空き地→集積した街の魅力減少→来街者減少→経営難・資金難→後継者難→空き店舗・空き地増」である。国民生活を蔑ろにする財源削減の経営は、一部の効率的投資だけを考えた短絡的思考である。今や先進国では、「コンパクトシティ」という発想のまちづくりが提唱されている。アメリカでは財政難から拡大した都市インフラを保全することが困難となり、周辺都市を捨てて中心に集まっている。

最初の同じ質問を若者にしてみた。「歴史・文化はどうでもいいんです。出来た空き地にマンションを建て人を呼び込みたい」と。

（ごとう もとい）
人文学部 教授・マーケティング論

大学院のご案内　GUIDANCE

人文社会科学研究科は、人文社会科学の諸分野の高度な専門知識にもとづき、広く学際的・総合的な教育研究を行うことにより、複雑化・多様化する現代社会に柔軟に対応でき、創造的な知性と国際的な視野をもった研究者及び専門的職業人の養成をめざしています。専攻は地域文化論、社会科学があります。

社会人の受け入れを進めています

有職者は標準在学コース（標準修業年限2年間）のほか、短期在学コース（標準修業年限1年間）を選ぶことができます。夜間にも昼間と同じ科目を開講しており、勤務後に学ぶことができます。

長期履修学生制度があります

職業等に従事する学生が個人の事情に応じて、2年分の授業料で3年間あるいは4年間履修し、学位等を取得できる制度です。

募集人員は、地域文化論専攻8名、社会科学専攻7名と、それぞれ定員を増加しました

一般入試、社会人特別入試（若干名）・外国人留学生特別入試（1名）を合わせた人数です。

地域文化論専攻

地域社会文化論専修

歴史学、思想、社会学、文化人類学、地理学、図書館・情報学、環境学等の授業科目を幅広く提供することにより、日本、アジア、オセアニア、ヨーロッパ、アメリカの諸地域における社会と文化について教育研究を行います。

地域言語文化論専修

日本、中国およびその周辺、ヨーロッパ、アメリカの言語と文学に関する授業科目を幅広く提供することにより、それぞれの地域社会における言語文化について教育研究を行います。

入試方法・試験科目

一般入試	＊面接 ＊共通問題（小論文） ＊専門科目1科目
社会人入試 ・1年コース ・2年コース	＊面接 ＊共通問題（小論文） ＊専門科目1科目
留学生入試	＊面接 ＊共通問題（小論文） ＊専門科目1科目

社会科学専攻

地域行政政策専修

政治学、公法学、経済学（経済理論・経済政策）に関連する授業科目を幅広く提供することにより、地域の公共的な政策課題に関する教育研究を行います。

地域経営法務専修

経営学、民事法学、経済学（経済史・経済学各論）に関連する授業科目を幅広く提供することにより、地域で活動する企業・NPO・市民の経済的・法的課題に関する教育研究を行います。

入試方法・試験科目

一般入試	＊面接 ＊専門科目2科目
社会人入試 ・1年コース ・2年コース	＊面接 ＊小論文（社会一般に関する）
留学生入試	＊面接 ＊専門科目1科目 ＊小論文

試験日程

2015年2月7日（土）～8日（日）

出願は2015年1月8日（木）～20日（火）

問い合わせ先
人文学部チーム学務担当：TEL 059-231-9197
Eメールアドレス：hum-gakumu@ab.mie-u.ac.jp

人文学部ホームページ
（http://www.human.mie-u.ac.jp/）から、
大学院生のさまざまなメッセージを見ていただけます。